

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（平成6年北九州市規則第13号）第4条3号及び第11条第3号に規定する市長が別に定める基準

（北九州市告示第407号）

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（平成6年北九州市規則第13号）第4条3号及び第11条第3号に規定する市長が別に定める基準は、次のとおりとする。

平成16年11月 1日

北九州市長 末 吉 興 一

事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の受入基準

1 市の施設の受入基準

（1）一般廃棄物の受入基準

一般廃棄物を焼却工場、資源化センター及び埋立地に搬入するためには、次の全ての項目を満たしたものであること。

なお、特別管理一般廃棄物は、除く。

ア 焼却工場、資源化センター

（ア） 発生場所が市内であること、又は市長が許可した近隣市町村の搬送する廃棄物であること。

（イ） 各工場の搬入規格や条件を守ること。

（ウ） 事業系一廃については、家庭系一廃の処理に支障のない量であること。

（エ） 再使用又は再生利用が可能な紙くず、木くずではないこと。

イ 響灘西地区廃棄物処分場

（ア） 発生場所が市内であること、又は市長が許可した近隣市町村の搬送する廃棄物であること。

（イ） 処分場の搬入規格や条件を守ること。

（ウ） 有害でなく、埋立処分に支障のないものであること。

（エ） 不燃性のものであること。

（オ） 油分を含んでいないこと。

（2）産業廃棄物の受入基準

産業廃棄物のうち、一般廃棄物と一緒に焼却の可能な品目については、市が指定に基づき、中間処理施設で一般廃棄物と併せて処理できる。

この産業廃棄物を焼却工場及び資源化センター及び埋立地に搬入するためには、次の全ての項目を満たしたものであること。

なお特別管理産業廃棄物は、除く。

ア 焼却工場、資源化センター

（ア） 「平成10年北九州市告示第183号」で指定された品目であること。

（イ） 発生場所が市内であること。

（ウ） 一業者につき、焼却工場と粗大ごみ資源化センターをあわせて一月20t以下（北九州市告示による）であること。

（エ） 各工場の搬入規格や条件を守ること。

（オ） 一般廃棄物の処理に支障のないよう、減量化・無害化・安全化等の処置がなされていること。

（カ） 搬入する前に、あらかじめ市長の許可を受けていること。（搬入協議）

(キ) 再使用又は再生利用が可能な紙くず、木くずではないこと。

イ 響灘西地区廃棄物処分場

(ア) 「響灘西地区廃棄物処分場に係る産業廃棄物の処理基準」に該当する品目及び個別的基準に該当していること。

(イ) 発生場所が市内であること。

(ウ) 処分場の搬入規格や条件を守ること。

(エ) 有害でなく、埋立処分に支障のないものであること。

(オ) 不燃性のものであること。

(カ) 油分を含んでいないこと。

2 工場ごとの搬入規格や条件

(1) 廃木材等の受入寸法（再使用又は再生利用が可能な廃木材を除く）

新門司工場	日明工場	粗大ごみ資源化センター	皇后崎工場
長さ 200cm 以下 直径 20cm 以下 幅 140cm 以下	長さ 70cm 以下 直径 10cm 以下 幅 25cm 以下	長さ 200cm 以下 直径 20cm 以下 幅 140cm 以下	長さ 200cm 以下 直径 20cm 以下 幅 140cm 以下

ただし、生木については直径10cm以下。

(2) 柔物類（カーペット・じゅうたん・畳・布団・ベッド・マットレス・毛布等）

日明工場	70cm 四方に切断すること。 畳は一業者につき、1日10枚 まで。（1/4に切断すること。）
新門司・皇后崎工場	畳は一業者につき、1日10枚まで。
粗大ごみ資源化センター	一業者につき、1日30枚まで。

(3) 生ごみ及び動植物性残渣

焼却工場	一業者につき、1日2t以下、一月20tまで。
粗大ごみ資源化センター	搬入不可。

(4) 廃家電

家電リサイクル法の施行により、洗濯機（衣類乾燥機を含む。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式並びに液晶式及びプラズマ式のもの（液晶式のものについては、電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）に限る。）、エアコン、冷蔵庫（冷凍庫を含む。）の廃家電四品目は日明粗大ごみ資源化センター及び焼却工場に搬入不可

粗大ごみ資源化センター	ガスレンジ ガスストーブ 電気ストーブ 電子レンジ ドライヤーなど	1日10台まで
	※家庭用のみ搬入可。業務用電気器具は搬入不可。	
焼却工場	搬入不可	

3 響灘西地区廃棄物処分場の搬入規格

種 類	受入基準	備考
燃え殻	・熱灼減量 15%以下に焼却したもの。 ・あらかじめ大気中に飛散しないように必要な措置を講じたもの。	
汚泥	・無機性汚泥（熱灼減量 15%以下のもの）。 ・含水率 85%以下に脱水したもの。	
廃プラスチック類	・あらかじめ中空の状態でないようにし、かつ最大径 15cm 以下に破碎し、切断したもの。	発泡スチロール等の飛散する恐れのあるものは不可。
ゴムくず	・最大径 15cm 以下に破碎し、切断したもの。	
金属くず	・最大径が 30cm 以下に破碎し、切断したもの。	
ガラスくず 及び陶磁器くず		
鋳さい		
がれき類		
ばいじん	・湿式集塵施設で捕集したばいじんは含水率 85%以下に脱水したもの。 ・その他のばいじんは、あらかじめ大気中飛散しないように必要な措置を講じたもの。	
政令第 13 号廃棄物	・産業廃棄物の前処理の方法により、安定化が確認されたもの。	産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記廃棄物に該当しないもの。
断熱材・保温材	・最大径 15cm 以下に破碎し、切断したもので、かつ、海水に浮遊しないよう措置を講じたもの。	
廃石膏ボード	・最大径 30cm 以下に破碎し、切断したもので、かつ、紙類が付着していないもの。	

4 受入できないもの

(1) 焼却工場

種 別	品 名
ボンベ類（危険物）	ガスボンベ、石油ストーブ等や爆発物等の危険物
金属類	金属製家具、金属製事務機器、一斗缶、被覆電線、ワイヤー、金属パイプ、鉄筋、
ゴム類	タイヤ、ゴム類
土砂類	土砂・がれき・断熱材、石・燃え殻・石膏ボード、コンクリート類・陶磁器くず、ガラス類
廃プラスチック類 （事業者から出たものに限る （産廃））	プラスチック類、ビニール類、発泡スチロール、セルロイド類、塩ビ管

大型廃材	畳（各工場の受入寸法以上のもの）、 じゅうたん（各工場の受入寸法以上のもの）、布団（各工場の受入寸法以上のもの）、ベッド、ソファ、大型金庫、ロール紙（長さ70cm・直径10cm・幅25cm以上）
その他	医療廃棄物、市外ごみ、再使用又は再生利用が可能な紙くず・木くず

(2) 粗大ごみ資源化センター

種 別	品 名
ボンベ類 (危険物)	プロパンボンベ、酸素ボンベ、缶入燃料（カセットボンベ）、その他のボンベ、スプレー缶、花火・マッチ等の火薬類
金属類	アルミサッシ、消火器、オートバイ（全て）、ボイラー、ポンプ・ファン等の機械類、タイヤホイール、門扉等の鉄塊類、浴槽（ホーロー・鋼板製）、電気温水器、ワイヤーロープ、業務用電化製品、タイヤチェーン、業務用厨房機器、電線類、エアコン・クーラー等の室外機、ドラム缶、空き缶、パイプ類（水道管・電線管等）、バッテリー、金属製家具類、金属くず（廃家電を除く）、農業機械類
ゴム類	タイヤ、補強ワイヤー入りホース類、コンベアゴム、ゴム板
廃油薬品類	廃油、薬品入り容器、塗料
土砂類	土砂、コンクリート片、瓦、空きびん、ガラス、陶磁器、石膏ボード、石綿スレート、グラスウール、石綿類、レンガ、ブロック、貝殻、蛍光管、土管、断熱材
樹脂製品	樹脂製浴槽、ビニール、樹脂製波板、パイプ等、クーリングタワー、FRP製タンク・ボート等、ホース、ロープ、発泡スチロール、プラスチック
大型廃材	長さ200cm・幅140cm・径20cmをこす木材、直径140cmをこす電線用ドラム、金庫、ピアノ、その他の大型で破碎不適な物
可燃物	書類・本・雑誌等の紙類、衣類、座布団等の小布類、ビデオ等のテープ類、飲食物、その他の可燃物（再使用又は再生利用が可能な紙くず・木くず等）

一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物

平成10年北九州市告示第183号

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年北九州市条例第28号）第21条の規定により、市が一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を次のように定め、平成10年6月17日から施行する。

一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物（平成9年北九州市告示第98-2号）は、平成10年6月16日限り廃止する。

平成10年5月18日

北九州市長 末吉興一

市が一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物は、事業者自ら処理することが困難と認められ、かつ、市内の事業所から排出されるものであって、別表に掲げるものとする。

別表

施設の種類	種 類	量	備 考
粗大ごみ資源化センター	(1) 木くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係るもの並びにポリ塩化ビニルが染み込んだものに限る。以下同じ。） (2) 金属くず	1 月 20,000 キ ロ グ ラ ム 以 下	1 形状等 一般廃棄物の処理に支障がないよう減量化、安全化、無害化 その他市長が必要と認める処理をしたものに限る。 2 搬入の制限 市が行う一般廃棄物の処理に支障を及ぼすと市長が認めた場合は、左の産業廃棄物の全部又は一部について左の施設への搬入を制限することがある。
焼却工場	(1) 紙くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）並びにパルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビニルが塗布され、又は染み込んだものに限る。） (2) 木くず (3) 繊維くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）及び繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びポリ塩化ビニルが染み込んだものに限る。） (4) 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物。	1 月 20,000 キ ロ グ ラ ム 以 下	3 搬入の協議 一般廃棄物の処理に支障がないことがあらかじめ、市長との協議により確認されたものであること。 4 紙くず、木くずを資源化する事業所から

埋立処分場	(1) 燃え殻 (2) 汚泥 (3) 廃プラスチック類 (4) ゴムくず (5) 金属くず (6) ガラスくず (7) 陶磁器くず (8) 鋳さい (9) 工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物。 (10) ばいじん (11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 2 条第 13 号 に規定する廃棄物。		の残渣について 資源化処理後の残渣については、可燃物に限り焼却工場で受け入れる。ただし、粗大ごみ資源化センター、焼却工場で受入れる量が 1 月 20,000 kilogram を超える場合は、市長との協議による。
-------	--	--	---

粗大ごみの一般収集におけるごみ処理手数料

平成 15 年 7 月 1 日

告示第 301 号

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成 5 年北九州市条例第 28 号)別表第 1 のごみ処理手数料のうち、粗大ごみの一般収集におけるごみ処理手数料は、次のとおりとする。

粗大ごみの処理手数料(平成 6 年北九州市告示第 9 号)は、廃止する。

1 単位当たりの手数料

種目	品目	単価(円)
電気・ガス・石油器具	アンプ(幅 50cm 未満のもの)	300
	アンプ(幅 50cm 以上のもの)	500
	あんま器	500
	ガスレンジ	300
	カセットデッキ	300
	換気扇	300
	乾燥機(食器)	300
	乾燥機(布団)	300
	空気清浄器	300
	こたつ	300
	炊飯器	300
	照明器具	300
	除湿機	300
	ステレオセット(ミニコンポ)	500
	ステレオセット(ミニコンポ以外のもの)	1,000
	ステレオラック	500
	スピーカー(幅 50cm 未満のもの)	300
	スピーカー(幅 50cm 以上のもの)	500
	ストーブ	300
	扇風機	300
	掃除機	300
	チューナー	300
	テレビジョン受信機(ブラウン管式並びに液晶式及びプラズマ式のもの(液晶式のものについては、電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限る、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。))でないもので、20 インチ未満のもの)	500

	テレビジョン受信機(ブラウン管式並びに液晶式及びプラズマ式のもの(液晶式のものについては、電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限る、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。))でないもので、20インチ以上29インチ未満のもの)	700
	テレビジョン受信機(ブラウン管式並びに液晶式及びプラズマ式のもの(液晶式のものについては、電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限る、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。))でないもので、29インチ以上のもの)	1,000
	電子ピアノ	500
	電子レンジ	300
	パーソナルコンピューター	500
	パネルヒーター	300
	ビデオデッキ	300
	ファンヒーター	300
	プリンター(パーソナルコンピューター用のもの)	500
	プレーヤー	300
	ふろがま	500
	ホットカーペット	300
	ミシン(卓上式のもの)	300
	ミシン(卓上式以外のもの)	500
	もちつき機	300
	湯沸し器	300
	ラジカセ	300
	ワードプロセッサ	300
家具・寝具類	アコーディオンカーテン	300
	衣装箱	300
	いす(応接セット用のいすを除く。)	300
	いす(応接セット用で1人用のもの)	300
	いす(応接セット用で2人以上用のもの)	500
	カーペット	300
	カラーボックス	300
	鏡台	300

	げた箱(幅 1.0m 未満のもの)	500
	げた箱(幅 1.0m 以上のもの)	700
	サイドボード(幅 1.0m 未満のもの)	500
	サイドボード(幅 1.0m 以上のもの)	700
	座卓	300
	じゅうたん	300
	食器棚(幅 1.0m 未満のもの)	500
	食器棚(幅 1.0m 以上のもの)	700
	ソファ	500
	たんす(幅 1.0m 未満のもの)	500
	たんす(幅 1.0m 以上のもの)	700
	机(木製のもの)	500
	机(スチール製のもの)	700
	テーブル(応接セット用のもの)	300
	テーブル(応接セット用を除く。)	500
	テレビ台	300
	布団	300
	ブラインド	300
	ベッド(シングル及びセミダブルでベッドマットを除く。)	700
	ベッド(ダブルでベッドマットを除く。)	1,000
	ベッド(ベビー用のもの)	300
	ベッド(2段：解体した状態にあるもの)	700
	ベッドマット	700
	本棚(木製で幅 1.0m 未満かつ高さ 1.5m 未満のもの)	500
	本棚(木製で幅 1.0m 以上又は高さ 1.5m 以上のもの及びスチール製のもの)	700
	マットレス	300
	ミシン台	300
	物置(解体した状態にあるもの)	1,000
	レンジ台	300
	ロッカー	1,000
	ワゴン	300
その他	網戸	300

犬小屋	500
植木鉢	300
乳母車	300
オルガン	500
ギター	300
脚立	300
手提げ金庫	500
草刈り機	300
琴	700
子供用遊具（滑り台及びブランコを除く。）	300
ゴルフセット	500
サーフボード	500
材木（長さ 200cm 以下又は直径 20cm 以下のもの）	300
三輪車	300
七輪	300
自転車	300
芝刈り機	300
障子	300
水槽	300
スーツケース	300
スキーセット	300
滑り台	700
洗面化粧台	700
タイプライター	300
畳	700
卓球台	700
調理台	1,000
テレビのアンテナ	300
ドア	500
トタン板	300
流し台	1,000
柱時計	300
ふすま	300
ブロック	300

	ぶら下がり健康器	700
	ブランコ	700
	プランター	300
	噴霧器	300
	物干し台	500
	浴槽	1,000
	レンガ	300

備考

1 この表の品目の欄に掲げる品目以外の物で家庭ごみとして収集することが困難なもののうち、その重量、形状、処理の困難性等を勘案して同欄に掲げる品目のいずれかに類似すると認められるものについては、最も類似すると認められる同欄に掲げる品目とみなす。

2 この表の品目の欄に掲げる品目以外の物で家庭ごみとして収集することが困難なもののうち、前項の規定の適用がないものについては、300円とする。

2 単位

1個単位とする。ただし、次に掲げるものは、次の単位とする。

単位	品目	取扱い等
1 セット	コンポステレオ(ステレオセット)	原則として一体で 使用できるものを 対象とするが、単体 で使用可能な応接 セット、システムキ ッチン等は除く。
	こたつとこたつ板(こたつ)	
	ゴルフバッグとクラブ(ゴルフセ ット)	
	スキー板とストック(スキーセッ ト)	
	トタン板	大人が運搬できる 大きさ、重量にひも 等で確実に束ねる。
	材木	
	布団	
	障子	
	ふすま	
	網戸	
	ブロック 5 個まで	
	レンガ 10 個まで	

改正文(平成 18 年 6 月 29 日告示第 330 号)抄

平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

改正文(平成 19 年 6 月 25 日告示第 270 号)抄

平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

改正文(平成 21 年 3 月 13 日告示第 71 号)抄

平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例

平成6年3月31日

条例第11号

目次

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 まち美化促進区域の指定等(第6条—第8条)

第3章 投棄の禁止等(第9条—第13条)

第4章 雑則(第14条—第16条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市、事業者及び市民等が一体となって空き缶等の散乱を防止することにより、快適な生活環境を確保するとともに、市内の環境の美化を推進し、もって市民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「空き缶等」とは、飲料の容器、たばこの吸殻等であつて、その散乱が快適な生活環境を阻害するものとして規則で定めるものをいう。

2 この条例において「市民等」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 市の区域内に居住する者

(2) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(3) 市の区域内に存する学校に在学する者

(4) 前2号に掲げる者のほか、市の区域内に滞在し、又は市の区域内を通過する者

3 この条例において「特定事業者」とは、容器に収納した飲料その他ごみの散乱を生じさせるおそれのある物品の販売者であつて、規則で定めるものをいう。

4 この条例において「回収容器」とは、空き缶等を回収することを目的とした容器をいう。

(市の責務)

第3条 市は、空き缶等の散乱の状況を把握するとともに、空き缶等の散乱の防止に関する啓発及び指導、関係機関及び関係団体との協力体制の確立等の施策を総合的に実施しなければならない。

2 市は、前項の施策を実施するときは、事業者及び市民等が自主的に行う空き缶等の散乱の防止に関する活動が促進されるよう配慮しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業場及びその周辺その他事業活動を行う地域の空き缶等の散乱の防止に努めるとともに、市が実施する空き缶等の散乱の防止に関する施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器に収納するよう努めるとともに、占有する土地及びその周辺の空き缶等の散乱の防止に努めなければならない。

2 市民等は、市が実施する空き缶等の散乱の防止に関する施策に協力しなければならない。

第2章 まち美化促進区域の指定等

(まち美化促進区域の指定)

第6条 市長は、快適な生活環境の形成を図るうえで空き缶等の散乱を防止することが特に必要と認められる区域を、まち美化促進区域として指定することができる。

2 市長は、前項の規定によりまち美化促進区域を指定しようとするときは、関係機関及び関係団体の意見を聴くものとする。

3 まち美化促進区域の指定は、規則で定める事項を告示することにより行うものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、まち美化促進区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定によりまち美化促進区域を変更し、又はその指定を解除する場合について準用する。

(施策の重点実施)

第7条 市長は、まち美化促進区域において、空き缶等の散乱の防止に関する施策を重点的に実施するものとする。

(まち美化推進員)

第8条 市長は、空き缶等の散乱の防止について知識、経験等を有すると認められる者をまち美化推進員として選任することができる。

2 まち美化推進員は、市が行う空き缶等の散乱の防止に関する施策への協力その他の活動を行う。

第3章 投棄の禁止等

(投棄の禁止)

第9条 市民等は、空き缶等をみだりに捨ててはならない。

(回収容器の設置等)

第10条 特定事業者は、販売した物品の消費により生じた空き缶等が販売場所及びその周辺に投棄されないよう、回収容器の設置等必要な措置を講じなければならない。

(勧告)

第11条 市長は、前条の規定に違反した者に対し、快適な生活環境の確保を図るために必要な限度において、期限を定め、回収容器の設置等必要な措置をとるよう勧告することができる。

(平20条例18・一部改正)

(命令)

第12条 市長は、北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例(平成20年北九州市条例第10号)第9条第1項に規定する迷惑行為防止重点地区(第15条第1号において「重点地区」という。)(道路、公園その他の公共の用に供する場所で規則で定めるもの(同号において「公共の場所」という。))に限る。)以外の場所において、第9条の規定に違反した者に対し、空き缶等の回収を命ずることができる。

2 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、期限を定め、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(平8条例5・平20条例18・一部改正)

(公表)

第13条 市長は、前条第2項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくその命令

に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表されるべき者にその理由を通知し、意見の聴取及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(平 8 条例 5・平 20 条例 18・一部改正)

第 4 章 雑則

(立入検査)

第 14 条 市長は、第 11 条又は第 12 条の規定の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、空き缶等が散乱している土地に立ち入り、必要な検査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(過料)

第 15 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 万円以下の過料に処する。

(1) 重点地区内の公共の場所において、第 9 条の規定に違反した者

(2) 第 12 条の規定による命令に違反した者

(平 8 条例 5・平 20 条例 18・一部改正)

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

付 則(平成 8 年 3 月 29 日条例第 5 号)

この条例は、北九州市行政手続条例(平成 8 年北九州市条例第 4 号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成 8 年 7 月 1 日)

付 則(平成 20 年 3 月 25 日条例第 18 号)

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 21 年規則第 10 号で平成 21 年 3 月 25 日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第 9 条の規定に違反した者に対する勧告については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前に改正前の条例第 11 条の規定によりなされた勧告又は前項の規定によりなお従前の例によることとされる勧告に従うべき旨の命令については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前に改正前の条例第 12 条の規定によりなされた命令又は前項の規定によりなお従前の例によることとされる命令に従わない場合における公表については、なお従前の例による。

5 この条例の施行前にした行為及びこの条例の施行前に改正前の条例第 12 条の規定によりなされた命令又は付則第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる命令に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則

平成6年9月16日

規則第50号

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例(平成6年北九州市条例第11号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(空き缶等)

第2条 条例第2条第1項の規則で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 飲料を収納していた缶、びん、ペットボトルその他の容器
- (2) たばこの吸殻
- (3) チューインガム
- (4) 紙くず

(平21規則18・一部改正)

(特定事業者)

第3条 条例第2条第3項の規則で定める物品の販売者は、缶、びん、ペットボトルその他の容器に収納した飲料を販売する者とする。

(平21規則18・一部改正)

(まち美化促進区域の告示)

第4条 条例第6条第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) まち美化促進区域の名称
- (2) まち美化促進区域の区域図
- (3) まち美化促進区域の指定年月日

(まち美化推進員証)

第5条 条例第8条第1項に規定するまち美化推進員は、同条第2項に規定する活動を行うときは、まち美化推進員証(第1号様式)を携帯するものとする。

(公共の場所)

第6条 条例第12条第1項に規定する公共の用に供する場所で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路
- (2) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園
- (3) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川及び同法第100条第1項に規定する準用河川並びに北九州市普通河川管理条例(昭和46年北九州市条例第48号)第2条第1項に規定する普通河川
- (4) 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する港湾施設
- (5) 前各号に掲げる場所のほか、公衆の通行に供されている道路、駅前広場その他不特定多数の者が自由に利用することができる場所

(平21規則18・追加)

(命令)

第7条 条例第12条の規定による命令は、命令書を交付して行うものとする。

(平21規則18・追加)

(公表)

第8条 条例第13条第1項の規定による公表は、命令を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、勧告及び命令の概要、公表の理由その他必要な事項を北九州市公報に登載して行うものとする。

(平21規則18・旧第6条繰下)

(身分を示す証明書)

第9条 条例第14条第2項に規定する証明書の様式は、第2号様式のとおりとする。

(平21規則18・旧第7条繰下)

(過料処分の手続)

第10条 条例第15条の規定による過料の処分は、過料処分決定通知書を交付して行うものとする。

2 市長は、前項の処分を行おうとするときは、当該処分を受ける者に対し、あらかじめ告知書により告知し、期限を定めて弁明の機会を付与するものとする。

(平 21 規則 18・追加)

(帳票の様式)

第 11 条 次に掲げる帳票の様式は、環境局長が別に定める。

- (1) 命令書
- (2) 過料処分決定通知書
- (3) 告知書

(平 21 規則 18・追加)

(委任)

第 12 条 この規則の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

(平 21 規則 18・旧第 8 条線下)

付 則

この規則は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

付 則(平成 21 年 3 月 13 日規則第 18 号)

この規則は、平成 21 年 3 月 25 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 号及び第 3 条の改正規定は、公布の日から施行する。

第 1 号様式(第 5 条関係)

(表 面)

5.5 センチメートル	住所	まち美化推進員証	第 号
	氏 名	写 真	
		年 月 日生	
	上記の者は、北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例第 8 条第 1 項に規定するまち美化推進員であることを証明する。		
	発行	年 月 日	
	有効期限	年 月 日	まで
	北九州市長		印
9 センチメートル			

(裏 面)

北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例(抜粋)
(まち美化推進員)
第 8 条 市長は、空き缶等の散乱の防止について知識、経験等を有すると認められる者をまち美化推進員として選任することができる。
2 まち美化推進員は、市が行う空き缶等の散乱の防止に関する施策への協力その他の活動を行う。

第2号様式(第7条関係)

(表 面)

5.5 センチメートル	第 号
	立 入 検 査 員 証
	所 属
	職 名
	氏 名
	年 月 日生
	上記の者は、北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例第14条第1項の規定により立 入検査を行う者であることを証明する。
	年 月 日 発行
	有効期限 年 月 日 まで
	北九州市長 印
	9センチメートル

(裏 面)

北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例(抜粋)
(立入検査)
第14条 市長は、第11条又は第12条の規定の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、空き缶等が散乱している土地に立ち入り、必要な検査を行わせることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

昭和 60 年 10 月 14 日

条例第 35 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号。以下「法」という。)第 48 条第 1 項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第 2 条 市の区域において浄化槽の保守点検を行う事業(以下「浄化槽保守点検業」という。)を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 登録の有効期間は、3 年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 更新の登録の申請があった場合において、第 2 項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(平 23 条例 27・一部改正)

(登録の申請)

第 3 条 前条第 1 項又は第 3 項の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 営業所の名称及び所在地

(3) 法人にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者という。以下同じ。)の氏名

(4) 浄化槽保守点検業を営もうとする区域

(5) 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の氏名及び浄化槽管理士免状の交付番号並びにその者が専任する区域

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 申請者が第 5 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに該当しないことを誓約する書類

(2) 第 9 条第 2 項に規定する器具の明細を記載した書類

(3) 連絡をとっている又は連絡をとる予定の浄化槽清掃業者の氏名又は名称及び営業所の所在地を記載した書類

(4) その他規則で定める図書

(平 23 条例 27・一部改正)

(登録の実施等)

第 4 条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第 1 項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第 1 項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちにその旨を当該申請者に通知しなければならない。

3 何人も、市長に対し、その登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者(以下「浄化槽保守点検業者」という。)に関する浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

(平 23 条例 27・一部改正)

(登録の拒否)

第 5 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき又は申請書若しくはその添付図書の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

(2) 第 13 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年を経過しない者

(3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第 13 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの

(4) 第 13 条第 1 項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

(5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

(6) 法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

(7) 第 9 条第 1 項及び第 2 項に規定する要件のいずれかを欠く者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を申請者に通知しなければならない。

(平 23 条例 27・一部改正)

(変更の届出)

第 6 条 浄化槽保守点検業者は、第 3 条第 1 項各号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、変更の日から 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第 4 条第 1 項及び第 2 項並びに前条の規定は、前項の規定による届出があった場合に準

用する。

(平 23 条例 27・一部改正)

(廃業等の届出)

第 7 条 浄化槽保守点検業者が、次の各号の一に該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合その役員であった者
- (3) 法人が破産により解散した場合その破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合その清算人
- (5) 浄化槽保守点検業を廃止した場合浄化槽保守点検業者であった個人又は浄化槽保守点検業者であった法人の役員

(平 23 条例 27・一部改正)

(登録の抹消)

第 8 条 市長は、前条の規定による届出があった場合(同条の規定による届出がなく同条各号の一に該当する事実が判明した場合を含む。)又は登録がその効力を失った場合は、浄化槽保守点検業者登録簿につき、当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

2 第 5 条第 2 項の規定は、前項の規定により登録を抹消した場合に準用する。

(平 23 条例 27・一部改正)

(営業所の設置等)

第 9 条 浄化槽保守点検業者は、市内に営業所を設置し、営業所に市の区域専任の浄化槽管理士を置かなければならない。

- 2 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに規則で定める器具を備えなければならない。
- 3 浄化槽保守点検業者は、前 2 項の規定のいずれかに抵触する場合は、2 週間以内に当該各項の規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。

(業務の実施)

第 10 条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者が自ら行い、若しくは監督しなければならない。

- 2 浄化槽保守点検業者は、法第 4 条第 5 項の規定により環境省令で定められた浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検を行うこととし、その際、当該浄化槽について清掃が必要であると認められたときは、速やかに当該浄化槽の管理者及び浄化槽の管理者が当該浄化槽の清掃を委託している場合にあっては委託を受けている浄化槽清掃業者に通知しなければならない。

(平 12 条例 69・一部改正)

(標識の掲示)

第 11 条 浄化槽保守点検業者は、その営業所ごとの見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第 12 条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第 13 条 市長は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により第 2 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けたとき。
- (2) 第 5 条第 1 項第 1 号、第 3 号又は第 5 号から第 7 号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第 6 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 法第 12 条第 1 項の助言、指導又は勧告に従わず、情状特に重いとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反したとき。

2 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 第 5 条第 2 項の規定は、第 1 項の規定による処分をした場合に準用する。

(平 8 条例 5・一部改正)

(報告徴収、立入検査等)

第 14 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽保守点検業務に関し報告させることができる。

2 市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第 2 項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第 15 条 次の各号の一に該当する者は、当該各号に定める額の手数料を納入しなければならない。

- (1) 第 2 条第 1 項の規定による登録を受けようとする者 3 万円
- (2) 第 2 条第 3 項の規定による更新の登録を受けようとする者 3 万円
- (3) 第 4 条第 3 項の規定による浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付を受けようとする者 1 通につき 200 円

- 2 前項の手数料は、申請の際これを徴収する。
- 3 既納の手数料は返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第 16 条 この条例の施行について必要な事項は、別に規則で定める。

(罰則)

第 17 条 次の各号の一に該当する者は、1 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 2 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けないで浄化槽保守点検業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第 2 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けた者
- (3) 第 13 条第 1 項の規定による命令に違反した者

第 18 条 次の各号の一に該当する者は、5 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 9 条第 3 項の規定に違反して必要な措置をとらなかった者
- (2) 第 10 条第 1 項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行った者
- (3) 第 12 条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- (4) 第 14 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第 14 条第 2 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(平 23 条例 27・一部改正)

第 19 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 61 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に浄化槽保守点検業を営んでいる者は、この条例の施行の日から 3 月間は、第 2 条第 1 項の登録を受けなくても引き続き浄化槽保守点検業を営むことができる。
- 3 この条例の施行の際、現に市の区域において浄化槽保守点検業を営んでいる者で市内に営業所を有しないものに係る第 9 条第 1 項の規定の適用については、当分の間、同項中「市内に営業所」とあるのは「営業所」と読み替えるものとする。

付 則(平成 8 年 3 月 29 日条例第 5 号)

この条例は、北九州市行政手続条例(平成 8 年北九州市条例第 4 号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成 8 年 7 月 1 日)

付 則(平成 12 年 12 月 13 日条例第 69 号)

この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

付 則(平成 23 年 9 月 30 日条例第 27 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 24 年規則第 4 号で平成 24 年 4 月 1 日から施行)

北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

昭和 60 年 12 月 17 日

規則第 62 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和 60 年北九州市条例第 35 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語は、浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号。以下「法」という。)及び条例で使用する用語の例による。

(更新の登録)

第 3 条 条例第 2 条第 3 項の規定により更新の登録を受けようとする者は、現に受けている登録の有効期間の満了の日前 30 日までに申請書を市長に提出しなければならない。

(申請書の添付書類)

第 4 条 条例第 3 条第 2 項第 4 号に規定する規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 住民票の写し(法人にあつては、定款の謄本及び登記事項証明書)
- (2) 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の浄化槽管理士免状の写し
- (3) 浄化槽清掃業者との業務に関する連絡を証明する次に掲げる書類

ア 申請者が市長の許可を受けた浄化槽清掃業者である場合には、当該浄化槽清掃業に係る許可証の写し

イ 申請者が市長の許可を受けた浄化槽清掃業者でない場合には、市長の許可を受けた浄化槽清掃業者が発行した業務の連絡に関する証明書及び当該業者の浄化槽清掃業に係る許可証の写し

- (4) 従業員名簿

(平 17 規則 6・平成 20 規則 64・一部改正)

(変更の届出)

第 5 条 条例第 6 条第 1 項の規定により変更の届出をする場合において、当該変更が次の各号に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書類を届出書に添付しなければならない。

- (1) 条例第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる事項の変更

住民票の写し又は登記事項証明書

- (2) 条例第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更(商業登記の変更を必要とする場合に限る。)

登記事項証明書

- (3) 条例第 3 条第 1 項第 3 号に掲げる事項の変更

登記事項証明書及び新たに役員となった者がある場合においては、条例第 5 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに該当しない者であることを誓約する書類

- (4) 条例第 3 条第 1 項第 5 号に掲げる事項の変更

浄化槽管理士免状の写し

(平 17 規則 6・一部改正)

(営業所に備えるべき器具)

第 6 条 条例第 9 条第 2 項に規定する規則で定める器具は、別表に掲げるとおりとする。

(標識の記載事項)

第 7 条 条例第 11 条に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 登録番号及び登録年月日
- (3) 浄化槽管理士の氏名

(平 17 規則 6・一部改正)

(帳簿の記載事項等)

第8条 条例第12条に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 保守点検を行った年月日
- (2) 保守点検を行った浄化槽の浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所
- (3) 保守点検を行った浄化槽の設置場所
- (4) 保守点検を行った、又は監督した浄化槽管理士の氏名
- (5) 条例第10条第2項の規定により通知した浄化槽管理者及び浄化槽清掃業者の氏名又は名称
- (6) 点検、調整及び修理した事項

2 浄化槽保守点検業者は、条例第12条に規定する帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後3年間当該帳簿を保存しなければならない。

(平17規則6・一部改正)

(業務の報告)

第9条 浄化槽保守点検業者は、保守点検を行った浄化槽ごとに毎月の保守点検の状況を記載した報告書を、当該月の翌月の10日までに市長に提出しなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、各事業年度における業務の実績を記載した報告書を、当該事業年度の終了後3月以内に市長に提出しなければならない。

(平17規則6・一部改正)

(身分証明書の様式)

第10条 条例第14条第3項に規定する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に環境局長が定める。

(平2規則20・一部改正)

付 則

この規則は、昭和61年1月1日から施行する。

付 則(平成2年3月30日規則第20号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

付 則(平成17年3月1日規則第6号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。ただし、第1条中北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則本則及び第4条各号列記以外の部分の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成20年10月27日規則第64号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

別表(第6条関係)

透視度計 水素イオン濃度指数測定器具又は水素イオン濃度試験紙 塩素イオン濃度試験器具 亜硝酸イオン試験器具 溶存酸素濃度試験器具 残留塩素濃度試験器具 混合液浮遊物質濃度試験器具 汚泥沈殿率試験器具 スカム厚測定器具 汚泥厚測定器具 スカム破碎用具 汚泥かき落とし用具 注油器 グリースガン テスター 水準器 消毒薬剤 ガス検知器照明器具 送風機 殺虫剤散布器 工具一式

別記様式(第10条関係)

(表面)

第 号		写真 北九州 市長印
所 属		
職 名		
氏 名		
年 月 日生		
北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第14条第3項の規定による証明書		
交 付	年 月 日	
有効期限	年 月 日まで	
北九州市長		印

(日本工業規格 B8)

(裏面)

この証明書を携帯する者は、北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例により、立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりです。 (報告徴収、立入検査等) 第14条 (略) 2 市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。 3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 4 第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

北九州市公害防止条例

昭和 46 年 10 月 21 日

条例第 54 号

北九州市公害防止条例(昭和 45 年条例第 19 号)の全部改正

(目的)

第 1 条 この条例は、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)、大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)、水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)、騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)、北九州市環境基本条例(平成 12 年北九州市条例第 71 号)その他法令に特別の定めがあるものを除くほか、公害の防止について必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする。

(平 6 条例 27・平 12 条例 72・一部改正)

(定義)

第 2 条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。以下同じ。)および悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずることをいう。

2 この条例において「ばい煙」とは、次の各号に掲げる物質をいう。

- (1) 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物
- (2) 燃料その他の物の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
- (3) 物の燃焼、合成、分解その他の処理(機械的処理を除く。)に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗化水素、鉛その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質(第 1 号に掲げるものを除く。)で規則で定めるもの

3 この条例において「粉じん」とは、物の破碎、選別その他の機械的処理またはたい積に伴い発生し、または飛散する物質をいう。

4 この条例において「排水」とは、次の各号のいずれかの要件を備える污水(廃液を含む。以下同じ。)を排出する施設で規則で定めるものを設置する工場または事業場から公共用水域(水質汚濁防止法第 2 条第 1 項に規定する公共用水域をいう。)に排出される水をいう。

(1) カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質を含むこと。

(2) 水素イオン濃度その他の水の汚染状態(熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。)を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

5 この条例において「指定施設」とは、工場または事業場に設置される施設のうち、ばい煙、粉じん、污水、騒音、振動、悪臭、土壤の汚染または地盤の沈下(以下「ばい煙等」という。)が発生し、排出し、飛散させ、またはもたらす施設であって規則で定めるものをいう。

6 この条例において「指定工場等」とは、指定施設を設置する工場または事業場をいう。

7 この条例において「規制基準」とは、指定施設または指定工場等から発生し、排出され、飛散し、またはもたらされるばい煙等(排水以外の污水を除く。)の量、濃度もしくは程度の許容限度または指定施設の構造、使用および管理の基準であって、規則で定めるものをいう。

(平 12 条例 72・一部改正)

(事業者の責務)

第 3 条 事業者は、その事業活動に伴って生ずるばい煙等および廃棄物を自己の責任と負担において適正に処理する等公害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、法令に基づく基準に適合している場合においても常に公害の防止について最善の努力をしない

なければならない。

3 事業者は、市が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

4 事業者は、市長から公害の防止に関し必要な資料を求められたときは、企業秘密を理由として、これを拒むようなことがあってはならない。

(平 12 条例 72・一部改正)

(市の責務)

第 4 条 市は、市民の健康を保護し、生活環境を保全するため公害防止に積極的に対処するものとし、総合的な計画のもとに、次の各号に掲げる公害防止の諸施策を実施するものとする。

- (1) ばい煙等の排出等に関する規制
- (2) 監視、測定および検査の体制の強化ならびに調査研究機能の拡充
- (3) 緩衝地帯の設置等公害の防止のために必要な事業および下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他公害の防止に資する公共施設の整備の事業の推進
- (4) 公害に関する知識の普及および公害の状況の公表
- (5) 公害に関する苦情の処理体制の整備および適切な処理
- (6) 地域開発における土地利用および公害をもたらす施設の設置を規制する措置等公害防止上の配慮
- (7) 公害防止協定の締結の促進
- (8) 工場と住居との混在地区の段階的解消の推進
- (9) 公害の防止のための施設の整備等について必要な資金の融資のあっせんおよび技術的な助言、指導等
- (10) 緑地の保全その他自然環境の保護

(平 12 条例 72・一部改正)

(市民の責務)

第 5 条 市民は、市が実施する公害の防止に関する施策に協力する等公害の防止に寄与するよう努めなければならない。

第 6 条 削除

(平 12 条例 72)

第 7 条 削除

(平 6 条例 27)

(指定施設の設置の届出)

第 8 条 指定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の事項を市長に届け出なければならない。ただし、騒音規制法による特定工場等およびこの条例による騒音に係る指定工場等において、騒音に係る指定施設を設置する場合は、この限りでない。

- (1) 氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場または事業場の名称および所在地
- (3) 指定施設の種類(騒音に係る指定施設にあっては、種類ごとの数)
- (4) 指定施設の構造および使用の方法(騒音に係る指定施設を除く。)
- (5) 指定施設の管理の方法(粉じんに係る指定施設に限る。)
- (6) ばい煙等(粉じんを除く。)の処理または防止の方法
- (7) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出のうち騒音に係る指定施設の届出については、当該指定施設の設置の工事の開始の日の 30 日前までに行なわなければならない。

3 第 1 項の規定による届出には、当該指定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(平 12 条例 72・一部改正)

(経過措置)

第 9 条 一の施設が指定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が指定施設となった日から 30 日以内に、前条第 1 項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、一の施設が騒音に係る指定施設となった際すでに騒音規制法による特定施設またはその施設以外の指定施設が設置されている工場または事業場におけるその施設については、この限りでない。

2 前条第 3 項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(平 12 条例 72・一部改正)

(指定施設の変更の届出)

第 10 条 第 8 条第 1 項または前条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る第 8 条第 1 項第 1 号もしくは第 2 号に掲げる事項に変更があったとき、またはその届出に係る指定施設の使用を廃止したときは、規則で定める場合を除き、その日から 30 日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

2 第 8 条第 1 項または前条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る第 8 条第 1 項第 4 号から第 7 号に掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定める場合を除き、その旨を市長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出のうち騒音に係る指定施設の届出については、その届出に係る第 8 条第 1 項第 6 号に掲げる事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の 30 日前までに行なわなければならない。

4 第 8 条第 3 項の規定は、第 2 項の規定による届出について準用する。

(平 12 条例 72・一部改正)

(計画変更命令および計画変更勧告)

第 11 条 市長は、第 8 条第 1 項または前条第 2 項の規定による届出があった場合において、その届出に係る指定施設または指定工場等に係るばい煙または排水の量または濃度が、その指定施設または指定工場等に係る規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る指定施設の構造もしくは使用の方法もしくはばい煙もしくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更または第 8 条第 1 項の規定による届出に係る指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

2 市長は、第 8 条第 1 項または前条第 2 項の規定による届出があった場合において、その届出に係る指定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその指定工場等の周辺的生活環境がそこなわれると認めるときは、その届出を受理した日から 30 日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法または指定施設の使用の方法もしくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(平 12 条例 72・一部改正)

(実施の制限)

第 12 条 ばい煙および排水に係る指定施設に関し、第 8 条第 1 項または第 10 条第 2 項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る指定施設を設置し、またはその届出に係る指定施設の構造もしくは使用の方法もしくはばい煙もしくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。

2 市長は、第 8 条第 1 項または第 10 条第 2 項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項の規定による期間を短縮することができる。

(承継)

第 13 条 第 8 条第 1 項または第 9 条第 1 項の規定による届出をした者からその届出に係る指定施設を譲り受け、または借り受けた者は、当該指定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第8条第1項または第9条第1項の規定による届出をした者について相続または合併があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第8条第1項または第9条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(平12条例72・一部改正)

(排出の制限)

第14条 ばい煙に係る指定施設からばい煙を大気中に排出する者または排出水を排出する者は、規制基準に適合しないばい煙または排出水を排出してはならない。

2 前項の規定は、一の施設が指定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設において発生し、大気中に排出されるばい煙または当該施設を設置している工場もしくは事業場(既に指定施設を設置している工場または事業場を除く。)から排出される水については、当該施設が指定施設となった日から6月間(当該施設が規則で定める施設である場合にあっては、1年間)は、適用しない。

(平12条例72・一部改正)

(規制基準の遵守義務)

第15条 粉じんまたは騒音に係る指定施設または指定工場等を設置している者は、当該指定施設または当該指定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。

(事業者の屋外燃焼行為の制限)

第15条の2 事業者は、木材、船舶、自動車、家電製品(一般家庭での使用を主な目的として製造された電気製品をいう。)その他のその燃焼に伴ってばい煙又は悪臭を発生するおそれがある物であって規則で定めるものを屋外において燃焼させてはならない。ただし、焼却施設を使用し、かつ、ばい煙若しくは悪臭の排出を防止するための適切な措置を講じている場合、又は市長が特に認める場合は、この限りでない。

(平8条例30・追加)

(改善命令等)

第16条 市長は、ばい煙に係る指定施設からばい煙を大気中に排出する者がばい煙の量若しくは濃度が排出口において規制基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合においてその継続的な排出により人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずると認めるとき、又は排出水を排出する者が排出水の量若しくは濃度が指定工場等の排水口において規制基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて指定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は指定施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができる。

2 市長は、粉じんに係る指定施設を設置している者が規制基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該指定施設について規制基準に従うべきことを命じ、又は当該指定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

3 市長は、指定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその指定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、当該指定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は指定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

4 市長は、騒音に係る指定施設の設置若しくは変更の届出をした者のうち第11条第2項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで指定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、第11条第2項又は前項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は指定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。

5 市長は、事業者が前条の規定に違反する燃焼行為をした場合において、人の健康若しくは生活環境に係る被害を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、焼却方法の改善を命じ、又は燃焼行為の停止を命ずることができる。

6 第14条第2項の規定は、第1項の規定による命令について準用する。

7 第2項の規定は、一の施設が指定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設から発生する粉じんについては、当該施設が指定施設となった日から6月間(当該施設が規則で定める施設である場合にあっては、1年間)は、適用しない。

8 第3項及び第4項の騒音に係る勧告及び命令の規定は、第9条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る指定工場等については、同項に規定する指定施設となった日から3年間は、適用しない。

(平8条例30・一部改正)

(特殊気象情報)

第17条 市長は、大気汚染防止法第23条第1項に規定する事態の発生を未然に防止するため、特殊な気象の状態を生じ、または生ずるおそれがあるときは、その旨を同条第2項に規定するばい煙排出者に対し、通知しなければならない。

2 市長は、前項の特殊な気象の状態が継続することにより、大気中のばい煙の量が増加するおそれがある場合として規則で定める場合に該当する事態が発生したときは、前項に規定するばい煙排出者に対し、ばい煙量の減少について協力を求めなければならない。

(緊急時における措置等)

第18条 市長は、前条第1項に規定する特殊な気象の状態が発生してなく、かつ、大気汚染防止法第23条第1項に規定する事態に至っていないが、大気汚染が人の健康または生活環境に被害を生ずるおそれがあり規則で定める場合に該当する事態が発生したときは、大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設およびばい煙に係る指定施設を設置している者に対し、ばい煙の排出量の減少について協力を求めなければならない。

2 ばい煙排出者であって、ばい煙量が規則で定める量の範囲の施設を設置しているものは、当該施設についてばい煙量の減少のための措置に関する計画を作成し、市長に届け出なければならない。

3 市長は、大気汚染防止法第23条第1項に規定する事態が発生した場合において、同項に規定する措置によってはその事態を改善することが困難であると認めるときは、前項の規定による届出をした者に対し、その届出に係る計画を参酌して、ばい煙量の減少のための措置をとるべきことを勧告することができる。

(平12条例72・一部改正)

(自動測定記録装置の設置)

第19条 ばい煙等を発生する施設で規則で定めるものを設置している者は、ばい煙等の発生状況を常時監視するため、規則で定めるところにより自動測定記録装置を設置しなければならない。

(自動車の使用者等の努力義務)

第20条 自動車(原動機付自転車を含む。以下この条において同じ。)の使用者または運転者は、常に必要な整備および適正な運転をすることにより、自動車から発生する騒音および排出ガスの低減に努めなければならない。

(報告の徴収及び検査)

第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定施設又は指定工場等を設置している者に対し、指定施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又は関係職員に、当該指定工場等に立ち入り、指定施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平 8 条例 30・一部改正)

第 21 条の 2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、他の法令若しくはこの条例による規制の対象とされていない施設、工場、事業場若しくは作業場を設置している者に対し、当該施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又は関係職員に、当該工場、事業場若しくは作業場に立ち入り、当該施設その他の物件を検査させることができる。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(平 8 条例 30・追加)

(公害防止協定の締結等)

第 22 条 市長は、この条例の目的を達成するため必要と認める場合においては、ばい煙等を発生する施設を設置している者(当該施設の構造、使用の方法等を変更する者を含む。以下この条において同じ。)または当該施設を設置しようとする者との間に公害の防止に関し協定を締結し、当該協定に従い特別の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 ばい煙等を発生する施設を設置している者または当該施設を設置しようとする者は、市長の求めがあった場合において、公害の防止に関し協定を締結し、当該協定に基づき特別の措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前項の規定による公害の防止に関する協定が締結されるまでは、当該ばい煙等を発生する施設の工事に着手し、またはその使用の方法を変更しないように努めなければならない。

4 市長は、第 2 項の市長の求めがあった場合において、公害の防止に関し協定を締結するよう努めない者があるときは、その旨を公表するものとする。

(平 12 条例 72・一部改正)

(公害防止のための勧告)

第 23 条 他の法令もしくはこの条例によりその規制に関する基準が定められていないばい煙等または他の法令もしくはこの条例による規制の対象とされていない施設、工場、事業場もしくは作業場から発生するばい煙等により、公害が発生し、またはそのおそれがあり、市民の健康の保護または生活環境の保全上特に必要があると認めるときには、市長は、当該ばい煙等を発生する者に対し、公害の除去または防止のための必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(遵守義務違反者の公表)

第 24 条 市長は、ばい煙等を発生し、排出し、飛散させ、またはもたらす施設を設置している者が、法令に違反している場合は、必要に応じてその旨を公表するものとする。

(公害防止担当者の届出)

第 25 条 大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、水質汚濁防止法に規定する特定施設もしくは騒音規制法に規定する特定施設または第 2 条第 5 項に規定する指定施設を設置する者は、事故時および緊急時における措置その他公害防止に関し直接担当する者の氏名を市長に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

(委任)

第 26 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 27 条 第 11 条第 1 項又は第 16 条第 1 項、第 4 項若しくは第 5 項の規定による命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処する。

(平 8 条例 30・一部改正)

第 28 条 次の各号の一に該当する者は、6 月以下の懲役または 10 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 14 条第 1 項の規定に違反した者

(2) 第 16 条第 2 項の規定による命令に違反した者

2 過失により、前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の禁錮または5万円以下の罰金に処する。

第29条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条第1項もしくは第2項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者

(2) 第12条第1項の規定に違反した者

第30条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第1項、第10条第2項もしくは第3項または第18条第2項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者

(2) 第21条第1項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または同項の規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者

第31条 第10条第1項又は第13条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、2万円以下の罰金又は科料に処する。

(平4条例1・一部改正)

第32条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、前5条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して各本条の罰金刑または科料刑を科する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和47年規則第5号で昭和47年3月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の北九州市公害防止条例(以下「旧条例」という。)第10条第1項または第12条第2項の規定により、ばい煙に係る指定施設に関し届出をした者の当該届出に係る指定施設の設置等については、第12条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第19条の規定は、いおう酸化物に係るばい煙等を発生する施設については、昭和48年3月31日まで、その他に係るばい煙等を発生する施設については、別に条例で定める日まで同条の規定は、適用しない。

4 この条例の施行前に旧条例の規定によってした処分、手続きその他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例によってしたものとみなす。

(平12条例72・一部改正)

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則(平成4年3月27日条例第1号)

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

付 則(平成6年6月20日条例第27号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

付 則(平成8年6月18日条例第30号)

この条例は、平成9年7月1日から施行する。

付 則(平成12年12月13日条例第72号)

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

北九州市公害防止条例施行規則

昭和 47 年 3 月 1 日

規則第 6 号

北九州市公害防止条例施行規則(昭和 45 年規則第 73 号)の全部改正

(用語)

第 1 条 この規則で使用する用語は、北九州市公害防止条例(昭和 46 年北九州市条例第 54 号。以下「条例」という。)で使用する用語の例による。

(ばい煙に係る有害物質)

第 2 条 条例第 2 条第 2 項第 3 号の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- (1) カドミウム及びその化合物
- (2) 塩素及び塩化水素
- (3) 弗素、弗化水素及び弗化珪素
- (4) 鉛及びその化合物
- (5) 窒素酸化物

(昭 57 規則 34・平 11 規則 27・平 27 規則 24・一部改正)

(排水に係るカドミウム等の物質)

第 3 条 条例第 2 条第 4 項第 1 号の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- (1) カドミウム及びその化合物
- (2) シアン化合物
- (3) 有機燐化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)、及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名 EPN)に限る。)
- (4) 鉛及びその化合物
- (5) 6 価クロム化合物
- (6) 砒素及びその化合物
- (7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- (8) ポリ塩化ビフェニル(別名 PCB)
- (9) トリクロロエチレン
- (10) テトラクロロエチレン
- (11) ジクロロメタン
- (12) 四塩化炭素
- (13) 1, 2-ジクロロエタン
- (14) 1, 1-ジクロロエチレン
- (15) シス-1, 2-ジクロロエチレン
- (16) 1, 1, 1-トリクロロエタン
- (17) 1, 1, 2-トリクロロエタン
- (18) 1, 3-ジクロロプロペン
- (19) テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)
- (20) 2-クロロ-4, 6-ビス(エチルアミノ) -S-トリアジン(別名シマジン)
- (21) S-4-クロロベンジル=N, N-ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)
- (22) ベンゼン
- (23) セレン及びその化合物
- (24) ほう素及びその化合物
- (25) ふっ素及びその化合物
- (26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
- (27) 1, 4-ジオキサン

(昭 50 規則 90・昭 57 規則 34・平元規則 38・平 6 規則 3・平 11 規則 27・平 27 規則 24・一部改正)

(水素イオン濃度等の項目)

第 4 条 条例第 2 条第 4 項第 2 号の規則で定める項目は、次に掲げる項目とする。

- (1) 水素イオン濃度
- (2) 生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量

- (3) 浮遊物質
- (4) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
- (5) フェノール類含有量
- (6) 銅含有量
- (7) 亜鉛含有量
- (8) 溶解性鉄含有量
- (9) 溶解性マンガン含有量
- (10) クロム含有量
- (11) 大腸菌群数
- (12) 窒素含有量
- (13) 燐含有量

(昭 57 規則 34・平 5 規則 51・平 11 規則 27・一部改正)

(指定施設)

第 5 条 条例第 2 条第 4 項各号列記以外の部分の規則で定める施設は、別表第 2 に掲げる施設とする。

2 条例第 2 条第 5 項の規則で定める施設は、別表第 1 から別表第 3 までに掲げる施設とする。

(規制基準)

第 6 条 条例第 2 条第 7 項の規則で定める基準は、別表第 1 から別表第 3 までに掲げる基準とする。

(届出書の提出部数)

第 7 条 条例の規定による届出は、届出書の正本にその写し 1 通を添えてしなければならない。

(届出)

第 8 条 条例の規定による届出は、別表第 4 の第 2 欄に掲げる届出の種類ごとにそれぞれ同表の第 3 欄に掲げる届出書によってしなければならない。

2 条例第 8 条第 1 項第 7 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 汚水に係る指定施設

ア 排出水の汚染状態及び量

イ 用水及び排水の系統

(2) 騒音に係る指定施設

ア 工場又は事業場の事業内容

イ 常時使用する従業員数

ウ 指定施設の型式及び公称能力

エ 指定施設の種類ごとの通常の日における使用の開始及び終了の時刻

3 条例第 8 条第 3 項(条例第 9 条第 2 項及び第 10 条第 4 項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、別表第 4 の第 4 欄に掲げる書類とする。

(昭 57 規則 34・平 11 規則 27・一部改正)

(受理書)

第 9 条 市長は、条例第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項又は第 10 条第 2 項の届出を受理したときは、受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

(昭 57 規則 34・一部改正)

(届出施設の変更の届出を要しない場合)

第 10 条 条例第 10 条第 1 項の規則で定める場合は、指定工場等に設置する騒音に係る指定施設の一部の使用を廃止した場合とする。

2 条例第 10 条第 2 項の規則で定める場合は、第 8 条第 2 項第 2 号に掲げる事項の変更をしようとする場合とする。

(屋外での燃焼行為が制限される物)

第 10 条の 2 条例第 15 条の 2 の規則で定める物は、次に掲げる物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物に該当するものを除く。)とする。

(1) その燃焼に伴って著しいばい煙又は悪臭を発生するおそれがある物質を含有した塗料、樹脂材料等を含み、又は付着した木材

(2) 前号に規定する木材から分離された物で、その燃焼に伴って著しいばい煙又は悪臭を発生するおそれがあるもの

(3) 船舶(船舶を解体し、又は分割したものを含む。)

- (4) 自動車(自動車を解体し、又は分割したものを含む。)
- (5) エアコンディショナー、ステレオセット、洗濯機、テレビ受像機、電子レンジ及び冷蔵庫
- (6) 電線
- (平 8 規則 50・追加)

(特殊気象情報)

第 11 条 条例第 17 条第 2 項の規則で定める場合は、大気汚染測定点の 1 の測定点において、硫黄酸化物の大気中における含有率の 1 時間値(以下単に「1 時間値」という。)が百万分の 0.07 を超え、かつ、風向、風速等の気象状態から他の測定点においても同程度に上昇する傾向があると認められるときとする。

(昭 57 規則 34・旧第 12 条線上・一部改正)

(緊急時における措置等)

第 12 条 条例第 18 条第 1 項の規則で定める場合は、次の各号の一に該当する場合であつて、気象条件からみて当該各号に規定する状態が継続すると認められるときとする。

(1) 1 測定点において、硫黄酸化物の 1 時間値が百万分の 0.2 以上である状態が 2 時間継続し、かつ、他の 1 以上の測定点において、百万分の 0.15 以上の状態が 2 時間継続した場合

(2) 1 測定点において、硫黄酸化物の 1 時間値が百万分の 0.3 以上である状態となり、かつ、他の 1 以上の測定点において、百万分の 0.15 以上の状態が 2 時間継続した場合

(3) 1 測定点の硫黄酸化物の 1 時間値の 24 時間平均値が、百万分の 0.15 以上の状態になった場合

2 条例第 18 条第 2 項の規則で定める量は、温度が摂氏零度であつて、圧力が 1 気圧の状態に換算して毎時 8 立方メートル以上 10 立方メートル未満の硫黄酸化物に係るばい煙量とする。

(昭 57 規則 34・旧第 13 条線上・一部改正、平 11 規則 27・一部改正)

(自動測定記録装置の設置)

第 13 条 条例第 19 条の規則で定める施設は、温度が摂氏零度であつて、圧力が 1 気圧の状態に換算して毎時 20 立方メートル以上の硫黄酸化物に係るばい煙量を排出するばい煙発生施設とする。

2 条例第 19 条の規定による自動測定記録装置は、日本工業規格 K0103 に定める測定方法に適合するものとする。

3 自動測定記録装置による測定の記録は 3 年間保存しなければならない。

(昭 57 規則 34・旧第 14 条線上・一部改正、平 11 規則 27・一部改正)

(立入検査員証)

第 14 条 条例第 21 条第 2 項及び第 21 条の 2 第 2 項において準用する条例第 21 条第 2 項の証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

(昭 57 規則 34・旧第 15 条線上・一部改正、平 8 規則 50・一部改正)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 47 年 12 月 27 日規則第 88 号)

この規則は、昭和 48 年 1 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 49 年 5 月 21 日規則第 69 号)

1 この規則は、昭和 49 年 6 月 1 日から施行する。

2 この規則施行の際現にばい煙に係る指定施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)に対する改正後の北九州市公害防止条例施行規則別表第 1 の備考第 1 項の規定は、昭和 49 年 11 月 30 日までは適用せず、なお従前の例による。

付 則(昭和 50 年 4 月 3 日規則第 19 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 50 年 5 月 28 日規則第 30 号)

1 この規則は、昭和 50 年 6 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現にばい煙に係る指定施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)に対する改正後の北九州市公害防止条例施行規則別表第 1 の備考第 1 項の規定は、昭和 50 年 11 月 30 日までは適用せず、なお従前の例による。

付 則(昭和 50 年 11 月 1 日規則第 90 号)

1 この規則は、昭和 50 年 12 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正後の北九州市公害防止条例施行規則別表第 2 の 2 規制基準の(1) 第 3 条に定める物質による排出水の汚染状態に係る規制基準の表の PCB についての規制基準は、別表第 2 の 1 指定施

設の表の2のウに掲げる指定施設を設置する工場であつて、古紙を主原料とするちり紙及びトイレトペーパーの製造を行つているものに係る排出水については、昭和51年2月末日までは適用しない。

付 則(昭和57年5月10日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和60年8月27日規則第49号)

1 この規則は、昭和60年9月10日から施行する。

2 この規則の施行前にその設置の工事が着手されたボイラーに係る改正後の北九州市公害防止条例施行規則別表第1の規定の適用については、当分の間、同表の指定施設の規模又は能力の欄中「5平方メートル以上10平方メートル未満であること(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上のものを除く。)」とあるのは「5平方メートル以上10平方メートル未満であること。」と読み替えるものとする。

付 則(昭和61年3月31日規則第24号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則(平成元年9月8日規則第38号)

この規則は、平成元年10月1日から施行する。

付 則(平成5年9月21日規則第51号)

この規則は、平成5年10月1日から施行する。

付 則(平成6年1月31日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成6年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に汚水に係る指定施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。以下同じ。)の当該施設を設置している工場又は事業場に係る排出水の鉛及びその化合物又は砒素及びその化合物による汚染状態に係る規制基準については、この規則の施行の日から6月間は、改正後の北九州市公害防止条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正後の規則別表第2 2規制基準(1)第3条に定める物質による排出水の汚染状態に係る規制基準の表のジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン並びにセレン及びその化合物についての規制基準は、この規則の施行の際現に汚水に係る指定施設を設置している者の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、この規則の施行の日から6月間は、適用しない。

付 則(平成8年6月25日規則第50号)

この規則は、平成9年7月1日から施行する。

付 則(平成9年9月30日規則第38号)

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

付 則(平成11年4月23日規則第27号)

(施行期日)

1 この規則は、平成11年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、ばい煙に係る指定施設のうち現に設置されている廃棄物焼却炉(設置の工事に着手されているものを含む。以下「既設焼却炉」という。)に係るばいじん(じん)の排出基準は、平成13年3月31日までの間は、なお従前の例による。

3 平成13年4月1日から当分の間、既設焼却炉に係る改正後の別表第1の規定の適用については、同表の規制基準のばいじん(じん)の欄中「0.15グラム」とあるのは「0.25グラム」とする。

付 則(平成12年12月22日規則第106号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

付 則(平成27年4月20日規則第24号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 付則別表の有害物質の種類又は項目の欄に掲げる物質について、同表の業種の欄に掲げる業種に属する

指定工場等に係る排出水の規制基準は、この規則による改正後の北九州市公害防止条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第2の規定にかかわらず、この規則の施行の日から同表の期日の欄に掲げる日までの間は、同表の許容限度の欄に掲げるとおりとする。

3 この規則の施行の際現に設置されている汚水に係る指定施設（設置の工事がなされている施設を含む。）を設置する指定工場等に係る排出水のカドミウム及びその化合物又は亜鉛含有量についての規制基準は、この規則の施行の日から6月間は、改正後の規則別表第2及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物並びに1, 4-ジオキサンについての改正後の規則別表第2又は付則第2項に規定する規制基準は、この規則の施行の際現に汚水に係る指定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している指定工場等から排出される水については、この規則の施行の日から6月間は、適用しない。

付則別表

有害物質の種類又は項目	業種	許容限度	期日
カドミウム及びその化合物（単位 1 リットルにつきミリグラム）	非鉄金属第 1 次精錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。）	0.09	平成 29 年 11 月 30 日
	非鉄金属第 2 次精錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。）		
	溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る。）	0.1	平成 28 年 11 月 30 日
ほう素及びその化合物（単位 ほう素の量に関して、1 リットルにつきミリグラム）	電気めっき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	30	平成 31 年 6 月 30 日
	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	40	
	うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）		
	貴金属製造・再生業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）		
	うわ薬製造業（うわ薬瓦の製造に使用するうわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	140	
ふっ素及びその化合物（単位 ふっ素の量に関して、1 リットルにつきミリグラム）	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	12	平成 31 年 6 月 30 日
	うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）		
	電気めっき業（1 日当たりの平均的な排水の量が 50 立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	15	
	電気めっき業（1 日当たりの平均的な排水の量が 50 立方メートル未満であるものに限る。）	40	

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（単位 アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、1 リットルにつきミリグラム）	酸化コバルト製造業	160	平成 31 年 6 月 30 日
	ジルコニウム化合物製造業	700	
	モリブデン化合物製造業	1500	
	バナジウム化合物製造業	1650	
	貴金属製造・再生業	2900	
1, 4-ジオキサン（単位 1 リットルにつきミリグラム）	エチレンオキサイド製造業	6	平成 30 年 5 月 24 日
	エチレングリコール製造業		
亜鉛含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）	電気めっき業	5	平成 28 年 12 月 10 日
備考 有害物質の種類又は項目の欄に掲げる物質について、業種の欄に掲げる業種に属する指定工場等が同時に他の業種に属する場合において、改正後の規則別表第 2 の 2 規制基準又はこの表によりそれらの業種につき異なる許容限度の規制基準が定められているときは、当該指定工場等から公共用水域に排出される水については、それらの規制基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。			

付 則(平成 27 年 6 月 19 日規則第 29 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 27 年 10 月 19 日規則第 42 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 10 月 21 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に設置されている汚水に係る指定施設（設置の工事がなされている施設を含む。）を設置する指定工場等に係る排出水のトリクロロエチレンについての規制基準は、この規則の施行の日から 6 月間は、この規則による改正後の北九州市公害防止条例施行規則別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則(平成 28 年 6 月 30 日規則第 62 号)

この規則は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 5 条、第 6 条関係)

(昭 49 規則 69・昭 50 規則 30・昭 57 規則 34・昭 60 規則 49・平 9 規則 38・平 11 規則 27・平 27 規則 24・一部改正)

ばい煙に係る指定施設及び規制基準

指定施設			規制基準		
番号	施設名	規模又は能力	硫黄酸化物	ばいじん	
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	日本工業規格 B8201 及び B8203 の伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が 5 平方メートル以上 10 平方メートル未満であること（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上のものを除く。）。)	次の式により算出した排出口から大気中に排出される硫黄酸化物の量とする。 $g=K \times 10^{-3}He^2$	重油その他の液体燃料又はガス専焼	0.3 グラム
				石炭(1 キログラム当たり発熱量 20,930.25 キロジュール以下のものに限る。)専焼	0.8 グラム
				その他のもの	0.4 グラム
2	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、	原料の処理能力が 1 時間当たり 1 トン未満であること。			0.4 グラム

	焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煅焼炉（大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設を除く。）			
3	金属の精錬又は鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉及び大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設を除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が0.5平方メートル以上1.0平方メートル未満であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。）が0.25平方メートル以上0.5平方メートル未満であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり30リットル以上50リットル未満であるか、又は変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上200キロボルトアンペア未満であること。		0.4グラム
4	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉			0.4グラム
5	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉			0.2グラム
6	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び熔融炉		焼成炉（石炭焼成炉に限る。）	0.8グラム
			土中釜 その他のもの	0.6グラム
			熔融炉（るつぼ炉に限る。）	0.5グラム
			上記以外の焼成炉及び熔融炉	0.4グラム
7	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設を除く。）			0.4グラム
8	乾燥炉（大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設を除く。）		0.4グラム	
9	製鉄、製鋼又は合金鉄の製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア未満であること。		0.6グラム
10	廃棄物焼却炉	火格子面積が1平方メートル以上2平方メートル未満であるか、又は焼却能力が1時間当たり50キログラム以上200キログラム未満のもの		0.15グラム

備考

1 硫黄酸化物の量の算式において、g、K 及び He は、それぞれ次の値を表すものとする。

g 硫黄酸化物の量(単位 温度摂氏零度、圧力 1 気圧の状態に換算した立方メートル毎時)

K 3.5

He 次の式により算出し、補正された排出口の高さ(単位メートル)

$$He=Ho+0.65(Hm+Ht)$$

$$Hm=(0.795(\sqrt{Q \cdot V})) / (1+(2.58/V))$$

$$Ht=2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T-288) \cdot (2.30 \log J + (1/J) - 1)$$

$$J=(1/(\sqrt{Q \cdot V})) (1,460-296 \times V / (T-288)) + 1$$

これらの式においては、He、Ho、Q、V 及び T は、それぞれ次の値を表すものとする。

He 補正された排出口の高さ(単位メートル)

Ho 排出口の実高さ(単位メートル)

Q 摂氏 15 度における排出ガス量(単位立方メートル毎秒)

V 排出ガスの排出速度(単位メートル毎秒)

T 排出ガスの温度(単位絶対温度)

2 ばいじんの規制基準は、温度が摂氏零度であって圧力が 1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 立方メートル当たりのばいじん量とする。

3 硫黄酸化物の量及びばいじんの量の測定方法は、大気汚染防止法施行規則(昭和 46 年/厚生省/通商産業省/令第 1 号)別表第 1 及び別表第 2 の備考に定めるところによる。

4 次に掲げる施設は、指定施設から除く。

(1) 鉱山保安法(昭和 24 年法律第 70 号)第 2 条第 2 項本文に規定する鉱山に係る施設

(2) 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条第 1 項第 16 号に規定する電気工作物であってばい煙を発生する施設

(3) ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)第 2 条第 13 項に規定するガス工作物であってばい煙を発生する施設

別表第 2(第 5 条、第 6 条関係)

(昭 47 規則 88・昭 50 規則 19・昭 50 規則 90・昭 57 規則 34・平元規則 38・平 5 規則 51・平 6 規則 3・平 9 規則 38・平 12 規則 106・平 27 規則 24・一部改正)

汚水に係る指定施設及び規制基準

1 指定施設

水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)第 2 条第 1 項に規定する公共用水域に汚水を排出する施設であって次に掲げるもの

指定施設				
番号	記号	業種	細番号	施設名
1		食料品製造業(1 の工場又は事業場からの 1 日の通常の排水量が 50 立方メートル以上のもの)	(1)	原料又は製品の洗浄施設
			(2)	浸せき又はさらしの施設
			(3)	圧搾施設
			(4)	摩砕施設
			(5)	発酵施設
			(6)	蒸留施設
			(7)	沈でん施設
			(8)	ろ過施設
			(9)	吸着施設(イオン交換施設を含む。)
			(10)	分離施設
			(11)	抽出施設
			(12)	解凍施設
			(13)	血抜施設
			(14)	蒸発又は濃縮の施設
			(15)	蒸煮又は湯煮の施設
			(16)	薬品処理施設
			(17)	混合施設

			(18)	容器洗浄施設
2	ア	繊維工業(衣服その他の繊維製品に係るものを除く。)並びになめし革、なめし革製品及び毛皮の製造業	(1) (2) (3) (4) (5) (6)	酸又はアルカリの処理施設 洗浄施設 縮毛施設 のり付け施設 のり抜き施設 樹脂加工その他の整理の施設
	イ	パルプ、紙及び紙加工品の製造業	(1) (2)	こう解施設 ろ過施設
3	ア	石油製品及び石炭製品の製造業	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8)	原料又は製品の洗浄施設 原料又は製品の冷却施設 蒸留施設 酸又はアルカリによる処理施設 ろ過施設 抽出施設 分解施設 分離施設
	イ	化学工業	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23)	原料又は製品の洗浄施設 原料又は製品の冷却施設 浸せき施設 反応施設 分解施設 脱水施設 分離施設 沈でん施設 ろ過施設 吸着施設(イオン交換施設を含む。) 結晶析出施設 ガス洗浄施設 抽出施設 発酵施設 蒸留施設 回収施設 けん化施設 塩析施設 化学繊維の紡糸施設 電解施設 容器洗浄施設 混合施設 水簸施設
4	ア	窯業及び土石製品の製造業	(1) (2) (3) (4) (5) (6)	水簸施設 調合又は混和の施設 成型施設 洗浄施設 薬品処理施設 研摩施設
	イ	鉄鋼業	(1) (2) (3) (4) (5)	洗炭施設 化成品による加工施設 溶剤又は洗剤による洗浄施設 熱処理施設 ライニング施設

	ウ	非鉄金属製造業	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13)	原料又は製品の洗浄施設 選鉱施設 圧延施設 溶剤又は洗剤による洗浄施設 排ガス冷却施設 反応施設 分解施設 脱水施設 分離施設 沈でん施設 ろ過施設 結晶施設 熱処理施設
	エ	金属製品及び機械器具の製造業	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7)	圧延施設 溶剤又は洗剤による洗浄施設 電解施設 熱処理施設 成型施設 塗装・水洗ブース施設 電池用薬品充填施設
5		その他の産業		給食業の用に供する給食用調理施設(排水量 100m ³ /日以上のもの)

備考

次に掲げる施設は、指定施設から除く。

- 1 水質汚濁防止法第2条第6項の特定事業場に設置する施設
- 2 鉱山保安法第2条第2項本文に規定する鉱山に係る施設
- 3 電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気工作物であって汚水を排出する施設

2 規制基準

(1) 第3条に定める物質による排出水の汚染状態に係る規制基準

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム 0.03 ミリグラム
シアン化合物	1 リットルにつきシアン 1 ミリグラム
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)	1 リットルにつき 1 ミリグラム
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛 0.1 ミリグラム
6 価クロム化合物	1 リットルにつき 6 価クロム 0.5 ミリグラム
砒素及びその化合物	1 リットルにつき砒素 0.1 ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀 0.005 ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
PCB	1 リットルにつき 0.003 ミリグラム
トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム
四塩化炭素	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
1, 2-ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.04 ミリグラム
1, 1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 1 ミリグラム
シス-1, 2-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.4 ミリグラム
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 リットルにつき 3 ミリグラム

1, 1, 2-トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.06 ミリグラム
1, 3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
チウラム	1 リットルにつき 0.06 ミリグラム
シマジン	1 リットルにつき 0.03 ミリグラム
チオベンカルブ	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム
ベンゼン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン 0.1 ミリグラム
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1 リットルにつきほう素 10 ミリグラム 海域に排出されるもの 1 リットルにつきほう素 230 ミリグラム
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1 リットルにつきふっ素 8 ミリグラム 海域に排出されるもの 1 リットルにつきふっ素 15 ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1 リットルにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 ミリグラム
1, 4-ジオキサン	1 リットルにつき 0.5 ミリグラム

備考

「検出されないこと。」とは、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和 49 年環境庁告示第 64 号)に定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

(2) その他の排出水の汚染状態に係る規制基準

項目	許容限度
水素イオン濃度(水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量(単位 1 リットルにつきミリグラム)	160(日間平均 120)
化学的酸素要求量(単位 1 リットルにつきミリグラム)	160(日間平均 120)
浮遊物質(単位 1 リットルにつきミリグラム)	200(日間平均 150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)(単位 1 リットルにつきミリグラム)	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油類含有量)(単位 1 リットルにつきミリグラム)	30
フェノール類含有量(単位 1 リットルにつきミリグラム)	5
銅含有量(単位 1 リットルにつきミリグラム)	3
亜鉛含有量(単位 1 リットルにつきミリグラム)	2
溶解性鉄含有量(単位 1 リットルにつきミリグラム)	10
溶解性マンガン含有量(単位 1 リットルにつきミリグラム)	10
クロム含有量(単位 1 リットルにつきミリグラム)	2
大腸菌群数(単位 1 立方センチメートルにつき個)	日間平均 3,000
窒素含有量(単位 1 リットルにつきミリグラム)	120(日間平均 60)
燐含有量(単位 1 リットルにつきミリグラム)	16(日間平均 8)

備考

- 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる規制基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
- 生物化学的酸素要求量についての規制基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限り適用し、化学的酸素要求量についての規制基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限り適用する。
- この表に掲げる規制基準は、この規則の施行の際現に汚水に係る指定施設を設置している者(設置の工

事をしている者を含む。)に対しては、この規則の施行の日から起算して 6 月を経過する日までは適用しない。

5 窒素含有量又は燐含有量についての規制基準は、排水基準を定める省令別表第 2 の備考 6 及び 7 の規定に基づく窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼（昭和 60 年環境庁告示第 27 号）において定める湖沼及び排水基準を定める省令別表第 2 の備考 6 及び 7 の規定に基づく窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域（平成 5 年環境庁告示第 67 号）において定める海域並びにこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

(3) 検定方法

(1) 及び (2) に掲げる規制基準は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法により検定した場合における検出値によるものとする。

別表第 3 (第 5 条、第 6 条関係)

(昭 47 規則 88・昭 57 規則 34・昭 61 規則 24・平 9 規則 38・平 27 規則 24・一部改正)

騒音に係る指定施設及び規制基準

1 指定施設

番号	記号	施設名	原動機の定格出力
1		金属加工機械	
	ア	圧延機械	22.5 キロワット未満のもの
	イ	ベンディングマシン(ロール式のものに限る。)	3.75 キロワット未満のもの
	ウ	せん断機	3.75 キロワット未満のもの
	エ	ブラスト(タンブラスト以外のもので密閉式のものに限る。)	
2		高速切断機(金属加工機械でといしを用いるものを除く。)及びプラズマ切断機	
3		研摩機(工具用研摩機及び板金作業場で使用する研摩機を除く。垂鉛版研摩機以外は、2 台以上であること。)	
4		空気圧縮機及び送風機	1.5 キロワット以上 7.5 キロワット未満のもの
5		土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	7.5 キロワット未満のもの
6		木材加工機械	
	ア	チップパー	2.25 キロワット未満のもの
	イ	帯のご盤	製材用にあつては、1.5 キロワット未満のもの、木工用にあつては 2.25 キロワット未満のもの
	ウ	丸のご盤	製材用にあつては 1.5 キロワット未満のもの、木工用にあつては 2.25 キロワット未満のもの
	エ	かな盤	2.25 キロワット未満のもの
7		クーリングタワー	3.75 キロワット以上のもの

備考

次に掲げる施設は、指定施設から除く。

- 1 鉱山保安法第 2 条第 2 項本文に規定する鉱山に係る施設
- 2 電気事業法第 2 条第 1 項第 16 号に規定する電気工作物であつて騒音を発生する施設
- 3 ガス事業法第 2 条第 13 項に規定するガス工作物であつて騒音を発生する施設

2 指定工場等に係る規制基準

時間の区分	午前 8 時から午後 7 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで 及び午後 7 時から午後 11 時まで	午後 11 時から翌日の午前 6 時まで
区域の区分			

第 1 種区域	50 デシベル以下	45 デシベル以下	45 デシベル以下
第 2 種区域	60 デシベル以下	50 デシベル以下	50 デシベル以下
第 3 種区域	65 デシベル以下	65 デシベル以下	55 デシベル以下
第 4 種区域	70 デシベル以下	70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考

- 1 騒音の測定場所は、指定工場等の敷地の境界線とする。
- 2 第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とは、それぞれ次に掲げる区域をいう。
 - (1) 第 1 種区域 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき、市長が指定した地域(以下「指定地域」という。)のうち、第 1 種区域
 - (2) 第 2 種区域 指定地域のうち、第 2 種区域
 - (3) 第 3 種区域 指定地域のうち、第 3 種区域
 - (4) 第 4 種区域 指定地域のうち、第 4 種区域
- 3 デシベルとは、計量法(平成 4 年法律第 51 号)別表第 2 に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 4 騒音の測定は、計量法第 72 条第 1 項の検定証印が付されている騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いるものとする。
- 5 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格 Z8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。

別表第 4(第 8 条関係)

(昭 57 規則 34・一部改正)

	届出の種類	届出書	添付書類
1	指定施設の設置・使用・構造等変更の届出 (条例第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項及び第 10 条第 2 項)	指定施設設置(使用・変更)届出書	(1) ばい煙等に係る指定工場等の付近の見取図 (2) ばい煙等に係る指定工場等の敷地内の建物の配置図(騒音に係るもののみ。)及び指定施設の配置図 (3) ばい煙に係る指定施設の構造概要図(主要寸法を記載のこと。) (4) ばい煙に係る処理施設の構造概要図(主要寸法を記載のこと。) (5) 煙道に排ガスの測定箇所が設けられている場合は、その場所を示す図面(ばい煙に係るもののみ。) (6) 汚水に係る処理施設の設置場所を示す図面 (7) 汚水に係る指定工場等における排水の系統(排水口の位置及び排出先を含む。)を示す図
2	氏名等の変更の届出(条例第 10 条第 1 項)	氏名(名称・住所・所在地)変更届出書	
3	指定施設の使用廃止の届出(条例第 10 条第 1 項)	指定施設使用廃止届出書	
4	指定施設に係る届出者の地位の承継の届出(条例第	承継届出書	

	13 条第 3 項)		
5	緊急時におけるばい煙量 減少計画の届出(条例第 18 条第 2 項)	緊急時におけるばい 煙量減少計画届出書	
6	公害防止担当者の届出(条 例第 25 条)	公害防止担当者氏名 届出書	

別記様式(第 14 条関係)

(平 8 規則 50・全改)

(表)

第 号 立 入 検 査 員 証 所 属 職 名 氏 名 写 真 年 月 日生 上記の者は、北九州市公害防止条例第 21 条第 1 項及び第 21 条の 2 第 1 項の規定により立入検査 を行う者であることを証明する。 有効期限 年 月 日発行 年 月 日まで 北九州市長 印	8 センチメートル
12 センチメートル	

(裏)

北九州市公害防止条例(抜粋) (報告の徴収及び検査) 第 21 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定施設又は指定工場等を設置している者に対し、指定施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又は関係職員に、当該指定工場等に立ち入り、指定施設その他の物件を検査させることができる。 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第 21 条の 2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、他の法令若しくはこの条例による規制の対象とされていない施設、工場、事業場若しくは作業場を設置している者に対し、当該施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又は関係職員に、当該工場、事業場若しくは作業場に立ち入り当該施設その他の物件を検査させることができる。 2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
--

北九州市環境影響評価条例

平成10年3月27日
条例第11号

目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 環境影響評価技術指針（第6条）
- 第2章の2 環境影響評価方法書の作成前の手続（第6条の2－第6条の6）
- 第3章 環境影響評価方法書の作成等（第7条－第10条）
- 第4章 環境影響評価の実施等（第11条－第16条）
- 第5章 環境影響評価書の作成等（第17条－第19条）
- 第6章 対象事業の内容の変更等（第20条－第22条）
- 第7章 事後調査等（第23条－第26条）
- 第8章 環境影響評価、事後調査その他の手続の特例等（第27条・第28条）
- 第9章 法対象事業に対する準用（第29条）
- 第10章 環境影響評価審査会（第30条）
- 第11章 雑則（第31条－第40条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、土地の形状の変更、工作物の新設等について環境影響評価及び事後調査に関する手続その他所要の事項を定め、環境影響評価、事後調査その他の手続の適切かつ円滑な実施を図ることにより、環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって良好な環境の保全と現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 環境影響評価 事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。）の実施が環境に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。
- （2） 対象事業 別表に掲げる事業であって、規則で定める要件に該当するものをいう。ただし、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第

2 条第 2 項に規定する第一種事業及び法第 4 条第 3 項第 1 号（法第 39 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の措置がとられた法第 2 条第 3 項に規定する第二種事業（法第 4 条第 4 項（法第 39 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び法第 29 条第 2 項（法第 40 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する法第 4 条第 3 項第 2 号の措置がとられたものを除く。）（以下「法対象事業」という。）に該当するものを除く。

（3） 事業者 対象事業を実施しようとする者をいう。

（4） 事後調査 事業者が対象事業に着手した後に対象事業が環境に及ぼす影響について調査することをいう。

（市の責務）

第 3 条 市は、環境の保全についての配慮が適正になされるように、環境影響評価、事後調査その他の手続が適切かつ円滑に行われるように努めなければならない。

2 市は、市が実施する事業で環境に影響を及ぼすおそれがあるものについては、当該事業に係る基本的な構想又は計画を策定するに際して、環境の保全について適正な配慮をするように努めなければならない。

（事業者の責務）

第 4 条 事業者は、対象事業の実施に当たり、環境の保全について適正な配慮がなされるように、環境影響評価、事後調査その他の手続を誠実に履行するように努めなければならない。

（市民の責務）

第 5 条 市民は、環境の保全について適正な配慮がなされるように、環境影響評価、事後調査その他の手続の適切かつ円滑な実施に協力するように努めなければならない。

第 2 章 環境影響評価技術指針

（環境影響評価技術指針）

第 6 条 市長は、環境影響評価及び事後調査に関し、次に掲げる事項を記載した技術上の指針（以下「技術指針」という。）を定めるものとする。

（1） 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

（2） 環境保全の目標

（3） 事後調査の手法

（4） 前 3 号に掲げるもののほか、環境影響評価及び事後調査に関する事項

2 市長は、技術指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

3 市長は、技術指針を定め、又は変更した場合は、これを公告するものとする。

第 2 章の 2 環境影響評価方法書の作成前の手続

（計画段階配慮事項についての検討及び配慮書の作成）

第 6 条の 2 事業者は、対象事業に係る計画の立案の段階において、技術指針に基づき

、1又は2以上の当該事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）についての検討を行わなければならない。

2 事業者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、技術指針に基づき、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しなければならない。

（1） 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（2） 対象事業の名称、目的及び内容

（3） 事業実施想定区域及びその周囲の概況

（4） 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの（配慮書等の提出、公告及び縦覧）

第6条の3 事業者は、前条第2項の規定により配慮書を作成したときは、市長に対し、当該配慮書及びこれを要約した書類（以下これらを「配慮書等」という。）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により配慮書等の提出があったときは、その旨の公告をし、当該配慮書等をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の配慮書について、環境の保全の見地からの意見を有する者から意見を求めるものとする。この場合において、市長は、配慮書等を公告の日から起算して1月間縦覧に供し、前項の公告に意見書を提出することができる旨及び配慮書等の縦覧場所を付記するものとする。

（配慮書についての意見書の提出等）

第6条の4 配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条第3項の規定により市長が意見を求めたときは、前条第2項の公告の日から前条第3項の縦覧期間満了の日までの間に、市長に対し、意見書を提出することができる。

2 市長は、前項の規定により意見書の提出があったときは、当該意見書を事業者に送付するものとする。

（配慮書についての市長の意見等）

第6条の5 市長は、第6条の3第1項の規定により配慮書の提出があったときは、必要に応じ環境影響評価審査会の意見を聴いて、規則で定める期間内に、事業者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 市長は、前項の規定により意見書を作成したときは、その内容を公告するとともに、当該意見書を事業者に送付するものとする。

（対象事業の内容の変更等の届出）

第6条の6 事業者は、第6条の3第1項の規定による配慮書の提出後、第8条第1項の規定による方法書の提出を行うまでの間において第6条の2第2項各号に掲げる事項を変更し、又は対象事業を廃止しようとするときは、直ちにその旨を市長に届け出

なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出の内容を公告するものとする。

第3章 環境影響評価方法書の作成等

(環境影響評価方法書の作成)

第7条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法について、技術指針に基づき、次に掲げる事項（第5号及び第6号に掲げる事項については、第6条の3第3項の規定により市長が意見を求めた場合に限る。）を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、目的及び内容
- (3) 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況
- (4) 第6条の2第2項第4号に掲げる事項
- (5) 第6条の4第1項の意見の概要
- (6) 前号の意見についての事業者の見解
- (7) 第6条の5第1項の意見
- (8) 前号の意見についての事業者の見解
- (9) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（当該手法が決定されていない場合にあっては、対象事業に係る環境影響評価の項目）

(方法書等の提出、公告及び縦覧)

第8条 事業者は、前条の規定により方法書を作成したときは、市長に対し、当該方法書及びこれを要約した書類（以下これらを「方法書等」という。）を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により方法書等の提出があったときは、その旨及び縦覧場所を公告し、当該方法書等を公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(方法書説明会の開催等)

第8条の2 事業者は、前条第2項の縦覧期間内に、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域内において、方法書の記載事項を市民に周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

- 2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、これらを当該方法書説明会の開催を予定する日の1週間前までに市民に周知を図るとともに、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 事業者は、天災その他その責めに帰することができない事由により、方法書説明会

を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。
この場合において、事業者は、前条第2項の縦覧期間内に方法書を要約した書類の提供その他の方法により、方法書の記載事項を市民に周知させるように努めなければならない。

（方法書についての意見書の提出等）

第9条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第8条第2項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、市長に対し、意見書を提出することができる。

2 市長は、前項の規定により意見書の提出があったときは、当該意見書を事業者に送付するものとする。

（方法書についての市長の意見等）

第10条 市長は、第8条第1項の規定により方法書の提出があったときは、必要に応じ環境影響評価審査会の意見を聴いて、規則で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 市長は、前項の規定により意見書を作成したときは、その内容を公告するとともに、当該意見書を事業者に送付するものとする。

第4章 環境影響評価の実施等

（環境影響評価の項目等の選定）

第11条 事業者は、前条第1項の市長の意見を勘案するとともに、第9条第1項の意見に配意して第7条第9号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

（環境影響評価の実施及び環境影響評価準備書の作成）

第12条 事業者は、前条の規定により選定した項目及び手法に基づいて、技術指針で定めるところにより、環境影響評価を行い、その結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

（1） 第7条第1号から第8号までに掲げる事項

（2） 第9条第1項の意見の概要

（3） 第10条第1項の意見

（4） 前2号の意見についての事業者の見解

（5） 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

（6） 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとに取りまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）

（7） 環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとすに至った検討の状況を含む。）

（8） 前号に掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場

合には、当該環境の状況の把握のための措置

(9) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

(1 0) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(1 1) 前各号に掲げるもののほか、環境影響評価に関して必要な事項
（準備書等の提出、公告及び縦覧）

第 1 3 条 事業者は、前条の規定により準備書を作成したときは、市長に対し、当該準備書及びこれを要約した書類（以下これらを「準備書等」という。）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により準備書等の提出があったときは、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（第 9 条第 1 項及び第 1 0 条第 1 項の意見並びに第 1 2 条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み第 8 条の 2 第 1 項の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。）を定め、当該準備書等の提出があった旨、縦覧場所及び関係地域を公告し、当該準備書等を公告の日から起算して 1 月間縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（準備書説明会の開催等）

第 1 4 条 事業者は、前条第 2 項の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を市民に周知させるための説明会（以下「準備書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第 8 条の 2 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同項中「前条第 2 項」とあるのは、「第 1 3 条第 2 項」と読み替えるものとする。

（準備書についての意見書の提出等）

第 1 5 条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第 1 3 条第 2 項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までの間に、市長に対し、意見書を提出することができる。

2 市長は、前項の規定により意見書の提出があったときは、当該意見書を事業者に送付するものとする。

（公聴会の開催等）

第 1 5 条の 2 市長は、第 1 3 条第 2 項の縦覧期間内に関係地域内の市民から要望があった場合において、準備書について環境の保全の見地からの意見を聴取する必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

2 市長は、前項の公聴会を開催したときは、当該公聴会で述べられた意見を記載した書面を作成し、当該書面を事業者に送付するものとする。

3 事業者は、前項に規定する書面の送付を受けたときは、市長に対し、当該書面についての見解を書面により述べることができる。

4 前3項に定めるもののほか、公聴会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(準備書についての市長の意見等)

第16条 市長は、第13条第1項の規定により準備書の提出があったときは、環境影響評価審査会の意見を聴いて、規則で定める期間内に、事業者に対し、当該準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 市長は、前項の規定により意見書を作成したときは、その内容を公告するとともに、当該意見書を事業者に送付するものとする。

第5章 環境影響評価書の作成等

(環境影響評価書の作成)

第17条 事業者は、前条第1項の市長の意見を勘案するとともに、準備書説明会における意見及び第15条第1項の意見に配意して準備書の記載事項について検討を加え、当該記載事項について修正が必要であると認めるときは、当該記載事項に必要な修正を加えた上で、次に掲げる事項を記載した環境影響評価書(以下「評価書」という。)を作成しなければならない。

(1) 第12条各号に掲げる事項

(2) 準備書説明会における意見の概要

(3) 第15条第1項の意見の概要

(4) 前条第1項の意見

(5) 前2号の意見についての事業者の見解

(評価書の提出、公告及び縦覧)

第18条 事業者は、前条の規定により評価書を作成したときは、市長に対し、当該評価書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により評価書の提出があったときは、その旨及び縦覧場所を公告し、当該評価書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(対象事業の実施の制限)

第19条 事業者は、前条第2項の規定による公告がなされるまでは、対象事業を実施してはならない。

第6章 対象事業の内容の変更等

(対象事業の内容の変更等の届出)

第20条 事業者(対象事業に着手した者を含む。次条、第23条、第31条及び第36条から第38条までにおいて同じ。)は、第8条第1項の規定による方法書の提出後、事後調査が終了するまでの間において第17条各号に掲げる事項を変更し、又は対象事業を廃止しようとするときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出の内容を公告するものとする。

（環境影響評価その他の手続の再実施）

第21条 市長は、前条第1項の規定により変更の届出があった場合において、当該変更後の対象事業の実施が環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、事業者に対し、既に完了している環境影響評価その他の手続の全部又は一部の再実施を求めるものとする。

2 第19条の規定は、前項の規定により環境影響評価その他の手続が行われる対象事業について準用する。

（事情変更による手続の再実施）

第22条 市長は、事業者が対象事業に着手しようとする場合において、関係地域の環境の状況が第18条第2項の規定による公告がなされた時と比較して著しく変化していることにより環境の保全上必要があると認めるときは、当該事業者に対し、既に完了している環境影響評価その他の手続の全部又は一部の再実施を求めるものとする。

2 第19条の規定は、前項の規定により環境影響評価その他の手続が行われる対象事業について準用する。

第7章 事後調査等

（対象事業の着手等の届出）

第23条 事業者は、対象事業に着手するとき、又は対象事業を完了したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

（事後調査計画書の作成等）

第24条 事業者は、対象事業に着手するときは評価書に記載された環境影響評価の項目について、技術指針に基づき、事後調査を実施するための計画書（以下「事後調査計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により事後調査計画書の提出があったときは、当該事後調査計画書をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（事後調査の実施等）

第25条 対象事業に着手した者は、事後調査計画書に基づいて事後調査を行い、その結果を記載した書類（以下「事後調査報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により事後調査報告書の提出があったときは、当該事後調査報告書をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（事後調査に係る市長の助言等）

第26条 市長は、事後調査の結果により環境の保全上必要があると認めるときは、対象事業に着手した者に対し、環境の保全上必要な措置を講ずるように助言し、又は指導することができる。

2 市長は、前項の規定による助言又は指導に当たっては、必要に応じ環境影響評価審

査会の意見を聴くものとする。

第 8 章 環境影響評価、事後調査その他の手続の特例等

（都市計画に定められる対象事業に関する特例）

第 27 条 対象事業が都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第 5 項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、環境影響評価、事後調査その他の手続を、規則で定める。

（港湾計画に係る環境影響評価その他の手続）

第 28 条 北九州港に係る港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 1 項の港湾管理者は、北九州港に係る同法第 3 条の 3 第 1 項に規定する港湾計画（以下「港湾計画」という。）の変更のうち、規則で定める要件に該当する内容のものを行おうとするときは、当該変更に係る港湾計画について、第 12 条から第 18 条までの例により環境影響評価その他の手続を行うものとする。

第 9 章 法対象事業に対する準用

（法対象事業に対する準用）

第 29 条 第 15 条の 2、第 20 条第 1 項及び第 7 章の規定は、法対象事業について準用する。この場合において、第 15 条の 2 第 1 項中「第 13 条第 2 項」とあるのは「法第 16 条」と、「関係地域」とあるのは「法第 15 条に規定する関係地域」と、第 20 条第 1 項中「第 8 条第 1 項の規定による方法書の提出後」とあるのは「法対象事業に着手した後」と読み替えるものとする。

第 10 章 環境影響評価審査会

（環境影響評価審査会）

第 30 条 市に、環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、市長の諮問に応じ、この条例の施行に関し必要な技術的事項を調査審議するものとする。

3 審査会の委員は、環境の保全に関し学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

4 審査会の委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

第 11 章 雑則

（手続の承継）

第 31 条 第 6 条の 6 第 1 項又は第 20 条第 1 項の規定による届出があった場合で、当該届出に係る事業者の変更があったときは、当該変更前の事業者が行った環境影響評価、事後調査その他の手続は変更後の事業者が行ったものとみなし、当該変更前の事業者について行われた環境影響評価、事後調査その他の手続は当該変更後の事業者

ついて行われたものとみなす。

（法の手続との調整）

- 第 3 1 条の 2 法第 2 条第 3 項に規定する第二種事業（以下「法第二種事業」という。）に該当する事業を実施しようとする者が法第 3 条の 10 第 1 項に規定する手続を行った後に、当該事業の目的若しくは内容の修正が行われ、又は法第 4 条第 3 項第 2 号の措置がとられたことにより当該事業が対象事業に該当することとなった場合は、第 2 章の 2 の規定は適用しない。
- 2 市長は、前項の規定により対象事業に該当することとなった事業について法の定めるところに従って作成された書類を、法の規定に相当するこの条例の規定による手続を経た書類とみなす。
- 3 法第二種事業に該当する事業を実施しようとする者が、法第 3 条の 10 第 1 項の規定による手続を行わずに法第 4 条第 1 項の規定による届出又は同条第 6 項の規定による手続（法第 4 条に規定する手続を除く。）を行おうとする場合は、第 2 章の 2 の規定を準用する。この場合において、第 6 条の 2、第 6 条の 3 第 1 項、第 6 条の 4 第 2 項、第 6 条の 5 及び第 6 条の 6 第 1 項中「事業者」とあるのは「法第二種事業に該当する事業を実施しようとする者」と、第 6 条の 2 及び第 6 条の 6 第 1 項中「対象事業」とあるのは「法第二種事業に該当する事業」と、第 6 条の 6 第 1 項中「第 8 条第 1 項の規定による方法書提出までの間」とあるのは「法第 4 条第 1 項の規定による届出又は同条第 6 項の規定による通知若しくは書面の作成を行うまでの間」と読み替えるものとする。
- 4 第 2 項の規定は、法対象事業に該当する事業であったものが当該事業の目的又は内容の修正により法対象事業に該当しないこととなった場合であって、当該修正後の事業が対象事業に該当することとなったときにおいて法の定めるところに従って作成された書類について準用する。

（県条例の手続との調整）

- 第 3 1 条の 3 福岡県環境影響評価条例（平成 10 年福岡県条例第 39 号。以下「県条例」という。）第 46 条第 3 項の規定により県条例の適用を受ける対象事業について、当該対象事業を実施しようとする者及び当該対象事業に着手した者（以下これらの者を「県条例適用事業者」という。）が県条例の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続を行ったときは、それらの手続に相当するこの条例に規定する手続を経たものとみなす。
- 2 前項の規定にかかわらず、県条例適用事業者は、県条例第 7 条の 4 の規定により県条例第 7 条の 3 に規定する計画段階環境配慮書（以下「県配慮書」という。）を福岡県知事に送付したときは、市長に対し、当該県配慮書及びこれを要約した書類（以下これらを「県配慮書等」という。）を提出しなければならない。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、前項の県配慮書について、環境の保全の見地からの意見を有する者から意見を求めるものとする。この場合において、市長は、県

配慮書等を縦覧に供し、意見書を提出することができる旨並びに県配慮書等の縦覧場所及び縦覧期間を公告するものとする。

- 4 県配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前項の規定により市長が意見を求めたときは、前項の縦覧期間内に、市長に対し、意見書を提出することができる。
- 5 市長は、前項の規定により意見書の提出があったときは、当該意見書を県条例適用事業者に送付するものとする。
- 6 市長は、第2項の規定により県配慮書の提出があったときは、必要に応じ審査会の意見を聴いて、県条例適用事業者に対し、県配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。
- 7 市長は、前項の規定により意見書を作成したときは、その内容を公告するとともに、当該意見書を県条例適用事業者に送付するものとする。
- 8 県条例適用事業者は、県条例第9条第1項の規定により県条例第8条第1項に規定する環境影響評価調査計画書及びこれを要約した書類を送付したときは、第4項及び第6項の意見（第4項の意見については、第3項の規定により市長が意見を求めた場合に限る。）についての見解を記載した書面を作成し、市長に提出しなければならない。
- 9 市長は、前項の規定により書面の提出があったときは、当該書面をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- 10 市長は、県条例第46条第3項の規定により県条例の適用を受ける事業であったものが当該事業の目的又は内容の修正により県条例の適用を受ける事業に該当しないこととなった場合であって、当該修正後の事業が対象事業に該当することとなったときは、県条例の定めるところに従って作成された書類を、県条例の規定に相当するこの条例の規定による手続を経た書類とみなす。

（対象事業以外の事業の環境影響評価、事後調査その他の手続）

第32条 市長は、対象事業以外の事業（法対象事業を除く。）について、当該事業の実施が環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、審査会の意見を聴いて、当該事業を実施しようとする者に対し、この条例の規定の例による環境影響評価、事後調査その他の手続を求めることができる。

（近隣地方公共団体との協議）

第33条 市長は、対象事業の実施が近隣の市町村の区域の環境に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該対象事業に係る環境影響評価、事後調査その他の手続の実施について、あらかじめ、当該市町村の長と協議するものとする。

（法及び県条例の規定に基づく市長の意見）

第34条 市長は、法第3条の7第1項、法第10条第2項若しくは第4項若しくは法第20条第2項若しくは第4項又は県条例第7条の6、県条例第13条第2項若しくは県条例第22条の意見を述べるときは、あらかじめ審査会の意見を聴き、書面によ

り行うものとする。ただし、県条例第7条の6の意見については、市長が必要があると認める場合に限り、審査会の意見を聴くものとする。

2 市長は、前項の規定により意見書を作成したときは、その内容を公告するものとする。

（化学物質に関する書類）

第35条 市長は、規則で定める化学物質を取り扱う工場又は事業場の建設事業に係る事業者に対し、準備書の提出時に併せて、当該準備書とは別に当該化学物質による環境汚染の未然防止に関する書類の提出を求めることができる。

2 事業者は、前項の求めがあったときは、市長が別に定めるところにより同項の書類を作成して、市長に提出しなければならない。

（助言又は指導）

第36条 市長は、第26条第1項に定める場合を除くほか、環境の保全上必要があると認めるときは、環境影響評価その他の手続又は措置について、事業者に対し、助言し、又は指導することができる。

（勧告）

第37条 市長は、事業者が第26条第1項又は前条の規定による助言又は指導に従わないときは、必要に応じ審査会の意見を聴いて、事業者に対し、必要な手続又は措置を行うように勧告することができる。

（公表）

第38条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者その他の規則で定める事項を、公表することができる。

（1） 事業者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

（2） 事業者が前条の規定による勧告に従わないとき。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表されるべき事業者にその理由を通知し、意見の聴取及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

（適用除外）

第39条 この条例の規定は、次に掲げる事業については、適用しない。

（1） 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項に規定する事業

（2） 建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業

（3） 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業

（4） 前3号に掲げるもののほか、前3号に準じる事業として市長が認めるもの

（委任）

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業について、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）までに当該事業の実施に関する環境への配慮が必要な事業として別に市長が定めた事業に関し必要な事項を記載した書類の提出があったときは、この条例の規定に基づく相当の手續を完了したものとみなす。
- 3 対象事業であって次に掲げるもの（事業の実施に関する環境への配慮が必要な事業として別に市長が定めた事業を除く。）については、この条例の規定は適用しない。
 - (1) 施行日から起算して6月を経過する日までに実施されるもの
 - (2) 施行日から起算して6月を経過する日までの間に都市計画法に基づく都市計画決定がなされたもの
 - (3) 施行日から起算して6月を経過する日までの間に免許、特許、許可、認可又は承認が与えられたもの
 - (4) 施行日から起算して6月を経過する日までの間に国の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項第1号の補助金及び同項第2号の負担金をいう。）の交付の決定がなされたもの

付 則（平成24年3月29日条例第17号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成25年3月29日条例第14号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の北九州市環境影響評価条例（以下「新条例」という。）第2章の2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の北九州市環境影響評価条例第8条第1項に規定する方法書を提出した事業については、適用しない。
- 3 新条例第8条第2項、第13条第2項、第18条第2項、第24条第2項（新条例第29条において準用する場合を含む。）又は第25条第2項（新条例第29条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に提出される新条例第7条に規定する方法書（以下「方法書」という。）、新条例第12条に規定する準備書（以下「準備書」という。）、新条例第17条に規定する評価書、新条例第24条第1項に規定する事後調査計画書（新条例第29条において準用する新条例第24条第1項の規定により提出される事後調査計画書を含む。）又は新条例第25条第1項に規定する事後調査報告書（新条例第29条において準用する新条例第25条第1項の規定により提出される事後調査報告書を含む。）について適用する。
- 4 新条例第8条の2の規定は、施行日以後に提出される方法書について適用する。

- 5 新条例第15条の2（新条例第29条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に提出される準備書又は施行日以後に環境影響評価法（平成9年法律第81号）第16条の規定により行われる公告及び縦覧に係る同法第14条第1項に規定する準備書について適用する。
- 6 施行日以後に新条例第2条第3号に規定する事業者となるべき者は、この条例の施行前において新条例第2章の2の規定の例による新条例第6条の2第1項に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うことができる。
- 7 前項の規定による手続が行われた条例第2条第2号に規定する対象事業については、当該手続は、新条例の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。

付 則（平成25年6月26日条例第24号）

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

別表

- （1） 法第2条第2項第1号に掲げる事業の種類（同号又を除く。）のいずれかに該当する事業であって、同項第2号のいずれかに該当する事業
- （2） 工業団地の造成事業
- （3） 住宅団地の造成事業
- （4） 工場又は事業場の建設事業
- （5） 廃棄物処理施設の建設事業
- （6） 運動施設又はレジャー施設の建設事業
- （7） 大規模建築物の建設事業
- （8） 土石又は鉱物の採取事業
- （9） 土地の造成事業
- （10） 前各号に掲げる事業のほか、環境に著しい影響を及ぼすものとして規則で定める事業